

日光市文化財調査報告第 10 集

足尾銅山跡調査報告書 7

平成 29 年 3 月
日光市教育委員会

あし お どうざんあと
足尾銅山跡調査報告書 7

2017.3
日光市教育委員会

序

日光市では、日本の近代化、産業化に大きく貢献した足尾銅山に関する貴重な産業遺産の保存と活用を図るために、その関連施設の継続的な調査研究や文化財指定を進めています。

平成28年度においては、足尾銅山の経営の中核を担った足尾鉱業事務所跡の遺構確認及び史料調査のほか、宇都宮大学・お茶の水女子大学との共同研究事業を実施し、足尾銅山の顕著な普遍的価値の証明に取り組んでいます。同時に、世界遺産登録推進を加速させるため、学識経験者を中心とした世界遺産登録準備調査委員会を設置し、世界文化遺産暫定一覧表への追加記載を目指しています。それらの調査成果については、本報告書発行のほか、産業遺産見学会、広報誌、講演会などを通じて情報発信と普及啓発に努め、今後も研究成果の発信と保存活用の充実を図っていきたいと考えています。

最後になりましたが、調査報告書刊行に至るまで多大なご協力を賜りました古河機械金属株式会社並びに、ご指導、ご助言をいただきました文化庁文化財部記念物課、栃木県教育委員会事務局文化財課をはじめとします関係機関の皆様に深く感謝いたします。

平成29年3月

日光市教育委員会
教育長 前田 博

足尾銅山跡調査報告書 7

目 次

(論文)

足尾銅山通洞選鉱所の設立過程－明治から大正前期まで－ 青木 達也…………… 1

(史料紹介)

足尾鉱業事務所関係史料 宮本 史夫……………(1)

本報告書の編集は、日光市教育委員会事務局文化財課 斎藤信義・上原晃・宮本史夫が担当した。

なお、作成にあたり次の諸氏、諸機関にご指導、ご協力を賜った。記して謝意を表したい。
(順不同・敬称略)

河東義之・永井護・小風秀雅・青木達也・池部清彦・久能正之・山崎義宏・橋本清之
古河機械金属株式会社・古河機械金属株式会社足尾事業所
文化庁文化財部記念物課・栃木県教育委員会事務局文化財課

足尾銅山通洞選鉱所の設立過程 — 明治から大正前期まで —

青木達也

1. はじめに

足尾町には本山、小滝、通洞といった地区があるが、明治時代の古河による操業以降、これらの地区で主要坑口が整備され、選鉱作業もそれぞれの地区で行われはじめた。現在の通洞地区には図-1に示した選鉱所の跡が残っており歴史的な遺構としての活用も期待されている。しかし、これまで調査報告では二次史料を中心とした断片的な整理にとどまっていたため、その変遷については十分に明らかにされておらず遺構調査への着手が難しい状況が続いている。そこで本調査では、古河機械金属株式会社が所蔵している一次史料²⁾などを中心として考証を行い、通洞において選鉱所が設立されていく過程を明らかにする。なお、時代的範囲については浮遊選鉱法という技術が登場し³⁾、施設の変革が頻繁に繰り返され始める前の大正時代前期までとする。

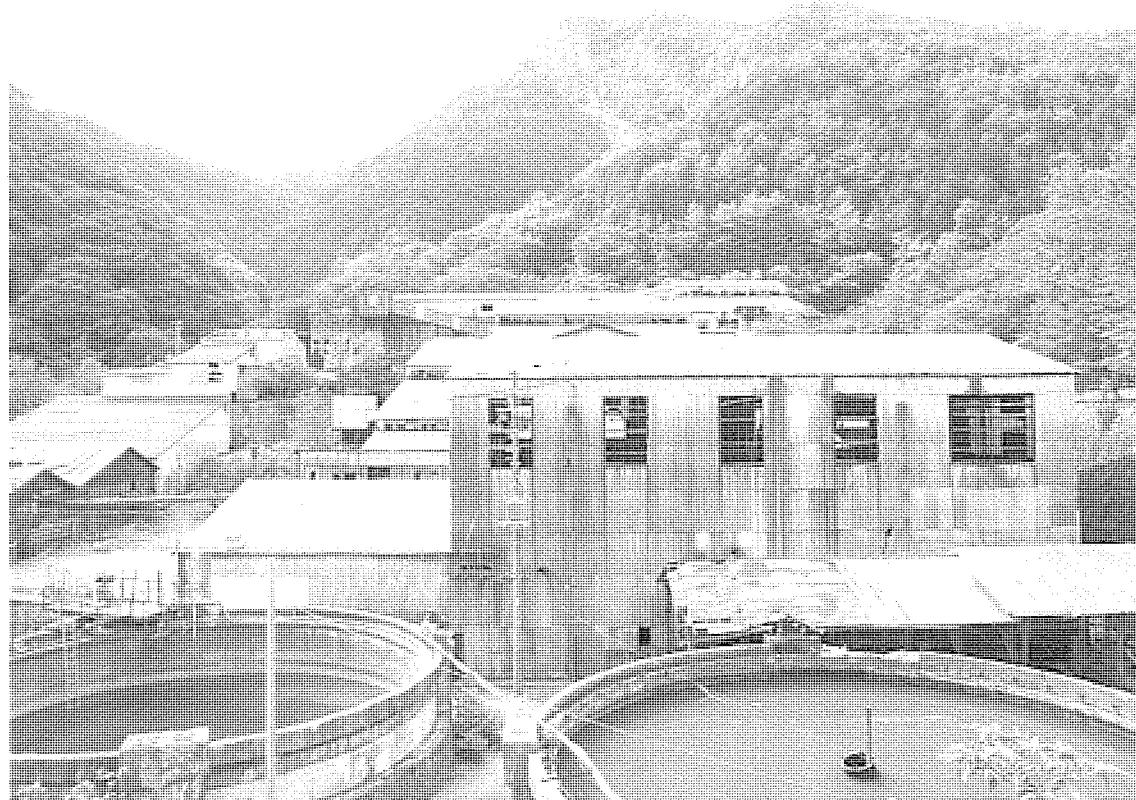


図-1 現在の通洞選鉱所の様子

2. 通洞開鑿と通洞選鉱所の設立背景

(1) 政府による開発促進のための法の整備と通洞開鑿

幕末のころまでの我が国の鉱山においては、技術不足と通風および通水の問題が解決されず、そのため、鉱源開発と採鉱の作業能率が悪い状態であった。富国強兵を進める明治政府はその財源確保のために全国の鉱山の開発を重視し、統制を図りながら能率を向上させるための制度を整えていった。こうして、1872(明治5)年に「鉱山心得」をさらに1873(明治6)年に「日本坑法」を布告し、西洋技術を用いた開発を促したのである。そしてこの「日本坑法」の中で西洋の開発方法である「通洞」の開鑿を進めるよう次のように示した⁴⁾。

第四章 通洞

第十二 通洞ハ坑道ハ縦横ニ小坑ヲ穿ツヲ通常トス別ニ探鉱疎水運輸等ノ爲メ地底ヲ横截シ一道ノ大坑ヲ穿ツアリ之ヲ通洞ト云フ我カ借區中ニ非スト雖モ之ヲ企ルコトヲ得ヘシ此時ハ願書ニ目論見明細圖ヲ添テ鑛山寮へ出スヘシ若シ其通洞他人ノ借區亘涉スヘキハ豫メ其借區人ニモ報知ス可シ

通洞ハ高サ九尺幅六尺ヨリ減スヘカラス是ヨリ小ナルハ通洞トセス

第十七 試掘開坑或ハ通洞等ヲ企ルニハ舍屋鐵道河流及道路ノ如キ其害ヲ受ヘキ場所ハ度ヲ計テ之ヲ避ケ殊ニ城堡ハ七十間以内ノ地ヲ避ク可シ凡場所ノ主タル者應諾スルニ非スシテ此ヲ償復スル一倍ノ費額ヲ取テ本費ハ其主ニ附與スヘシ

これにより、探鉱・疎水・運搬等を目的とした高さ九尺(2 m 72 cm 7 mm)以上で幅は六尺(1 m 81 cm 8 mm)以上の断面を有する坑道の開鑿が促された。なお、坑道の勾配についての記載はないが、通洞は運搬と排水も目的としたものであるため、鉱車や軌道を使用した際にその往復に支障がないような勾配であることは前提であったといえる。そして、坑口の位置については河川や道路に支障を及ぼさないような場所で、開発を進めようとする鉱源の下部を直線的に貫ける坑道を掘れる場所が最も適していたことは言うまでもない。

(2) 足尾銅山における通洞開鑿の背景

いっぽう、足尾銅山においては、1877(明治10)年になるとその経営は古河市兵衛へと移ることとなった。そして古河市兵衛は銅山の経営に必要な建物や器械のほか、250箇所あまりの坑口と下稼人(鉱山労働者)らを引き継いだ⁵⁾。通洞などの開発が進められる以前のこの時代においては、露頭などから鉱脈を追って掘り進む方法が採用されており、掘り進めていくとやがて湧水や空気不足などの問題が生じ、水を汲み出さなければ掘れず、通風が悪くなれば気絶(ケタエ)も起こった。このように明治以前の日本全国の鉱山と同様、作業能率が悪く排水と通気の問題を抱えていた⁶⁾。そのため、通洞開発の必要性も生じていたが、まだこの時点(明治13年)では足尾銅山の経営難で見通しも立っておらず通洞開鑿の計画は立てられたものの実行には至っていないかった。1880(明治13)年10月になると既に通洞開鑿がなされていた草倉銅山から木村長兵衛が呼び戻され、足尾銅山の坑長として抜擢された⁷⁾。木村長兵衛は当初(明治14年)、手押しポンプを導入し排水の問題の解決を図ろうとし始めた。そのような折の、1881(明治14)年末には鷹の巣坑から、さらに、1883(明治16)年には本口坑(横間歩ヒ)からと、

たて続けに直利（富鉱脈）が発見されることとなった。こうして足尾銅山の開発の展望も見えはじめたことで古河市兵衛の指示で通洞開鑿計画が再び立てられ始めることとなつていった⁹⁾。

以上のように、創業後すぐに排水や通気の問題に悩まされつつも足尾銅山が全山的な開発をするに値するかどうかの判断が微妙であったため、通洞開鑿は見送られていた。しかし、鷹の巣坑や本口坑から富鉱脈が発見されたことにより、その経営上の懸念が打ち消され、通洞開鑿が現実味を帯び始めたといえる。

(3) 通洞坑と選鉱場の位置関係の背景

1884（明治 17）年に古河市兵衛は坑長の木村長兵衛に通洞開鑿の新案を授けその坑口の選定を命令した。この案は、これまでの局部的な鉱源開発を脱し足尾銅山の全山の鉱源を開発すること（探鉱・採鉱）、また、排水、通気、運搬上の問題を改善すること、さらに、選鉱、製錬の施設をその地に集中させ操業効率の向上を図ろうとするものであった。そして 1885（明治 18）

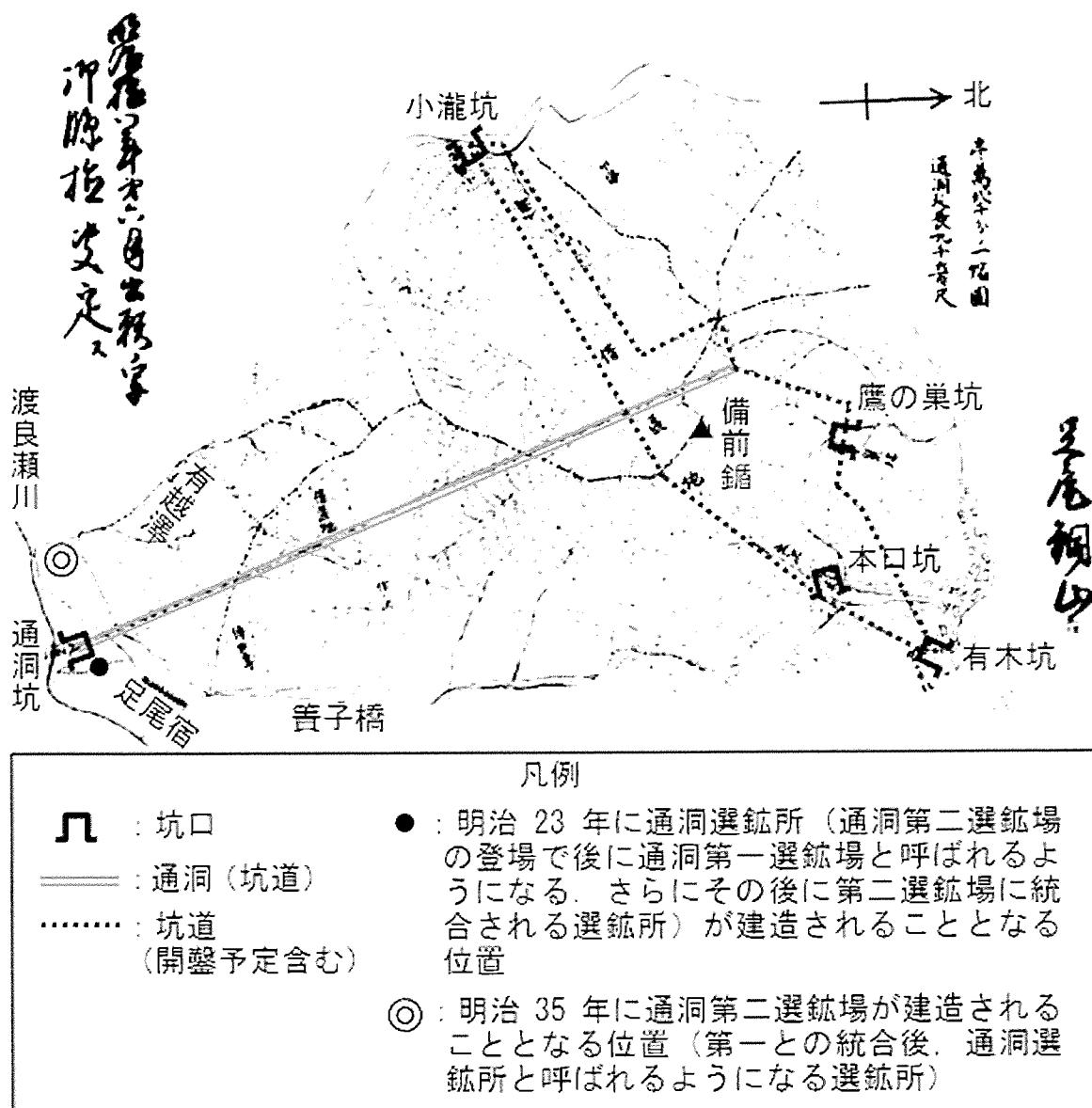


図-2 通洞開鑿設計図（明治 18 年）¹⁰⁾

年の春には工部大学出身の沖龍雄にこの計画を立てさせた。当初、坑口は有越澤の左岸側の位置（通洞第二選鉱場が建てられることとなる位置の裏側）に開かれ、その下段に選鉱場が設けられる設計であったが、古河市兵衛が通洞坑の延長距離が長くなるという不経済を忍んでもできる限り低位置に坑口を開くべきであるという方針を示したため、同年6月にはその方針を採用し、8月には工部省から通洞仮券を受け、9月1日に起工するに至った⁹⁾。こうして、その計画長を9,600尺（約2,909m）とする通洞の坑口は本口坑より南に1万200尺（約3,091m）離れ、有木地並より535尺（約162m）低い足尾宿北渡良瀬川北岸和田ヶ淵（図一2に示した位置）に開かれることとなった。その後、開鑿の指導に当たった木村長兵衛が1888（明治21）年4月に急逝するものの、約11年1ヶ月の歳月を経た1896（明治29）年9月29日に竣工に至ることとなる。その延長は9,550尺（約2,894m）であった¹⁰⁾。しかし、通洞の坑口付近に選鉱場と製錬場を設けるという部分については、鉱害問題のために製錬所の移転が叶わなかった¹²⁾。

こうして、選鉱所が通洞坑よりも高い位置にあり、搬出した鉱石を高い位置に運搬するといった非効率さと、製錬所が無く選鉱と製錬が隣接していない不都合さは、足尾銅山の鉱源開発に重きを置いた古河市兵衛の思いと鉱毒問題の事情から形成されたのである。

3. 通洞選鉱所の変遷

(1) 通洞選鉱所の創業

通洞坑の開鑿開始以降、足尾銅山はそれまで生産の主要拠点であった本山地区（本口坑、有木坑周辺）、小滝地区（小滝坑周辺）、簗子橋地区（後に通洞地区に統合される）の他に、通洞地区（通洞坑周辺）を加えた4つの地区を主要拠点として発展させることとなった（それぞれの位置関係は図一2参照）。1889（明治22）年の時点では本山および小滝地区ではすでに選鉱所が建造されており、本山地区においては鉱石の品位に応じて第一選鉱場、第二選鉱場などが建設されていた。図一3は同年の通洞地区の様子であるが、まだこの段階においては選鉱所が設けられていないことがわかる。そして通洞坑開鑿開始から5年目の1890（明治23）年になり、図一4に示した東隣の地に選鉱所が建設されることとなった¹⁵⁾。この時点では未だ貫通はしていないものの、開鑿途中において出てきた廃石および鉱石を軌道により搬出し、廃石は周辺において平場を作るために使用し、精鉱を作るに値する品位の鉱石は選鉱所に送って選鉱を行っていたと考えられる¹⁶⁾。これを裏付けるように本山、小滝、通洞、簗子橋の4つの選鉱所で産出される精鉱量は図一5に示したとおりとなる。通洞選鉱所の精鉱量は1890（明治23）年の約2,390トンから始まり、貫通後の1896（明治29）年には一気に精鉱量が増進し約8,110トンの産出がなされている。また、同年における全山分の精鉱量は過去最大を記録しており、このことから通洞選鉱所においては1896（明治29）年には既に他の選鉱所と同様の選鉱機械類および関連設備の整備もある程度進み、全山的には通気と排水の問題が解決され、探鉱・採鉱の能率が向上したことが見てとれる。こうして、通洞選鉱所は創業から7年目で選鉱所として機能を一通り果たせるほどの拡張がなされ¹⁸⁾、坑口が選鉱所より低い位置にあるという運搬上の非効率はそのままに、他の地区の第一選鉱所並みの機械類が備わったのである。しかし、この後の採掘量の増進によって直ぐに拡張が迫られる時代を迎えることとなる。なお、図一4に示すこの時代の通洞選鉱所は通洞新選鉱場（後の通洞第二選鉱場）の登場により、通洞第一選鉱場と呼ばれるようになっていった¹⁹⁾。

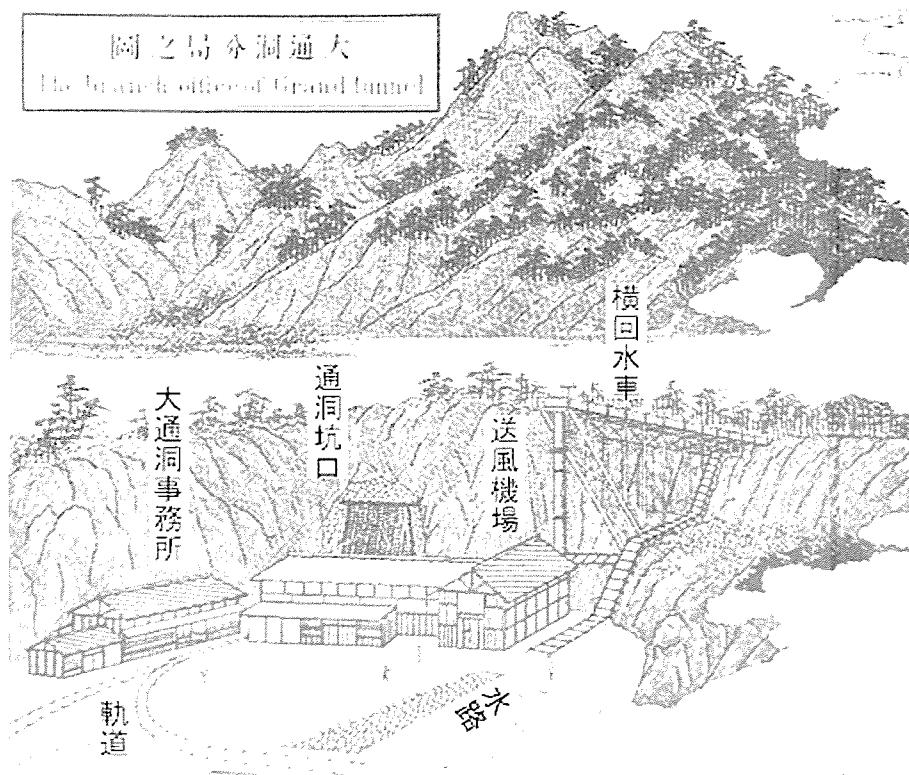


図-3 通洞坑口付近（明治 22 年）¹³⁾

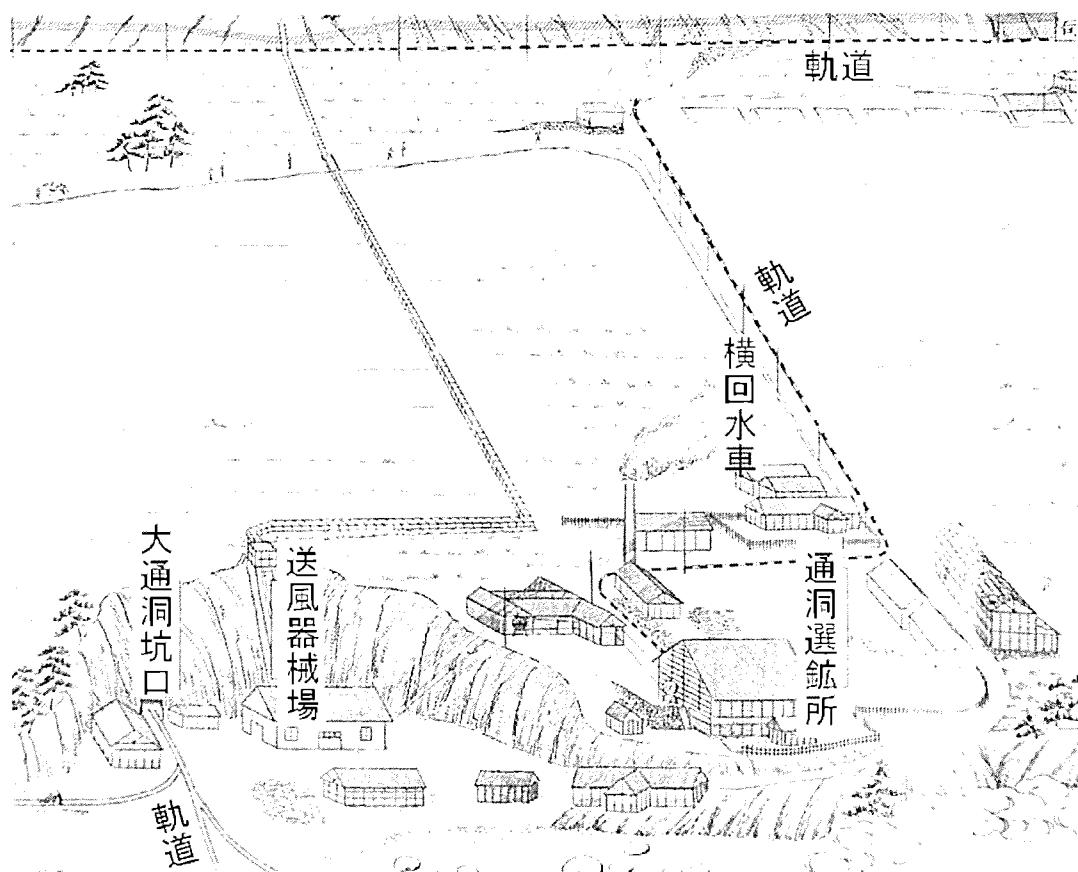


図-4 通洞坑口付近と通洞選鉱所（明治 28 年）¹⁴⁾

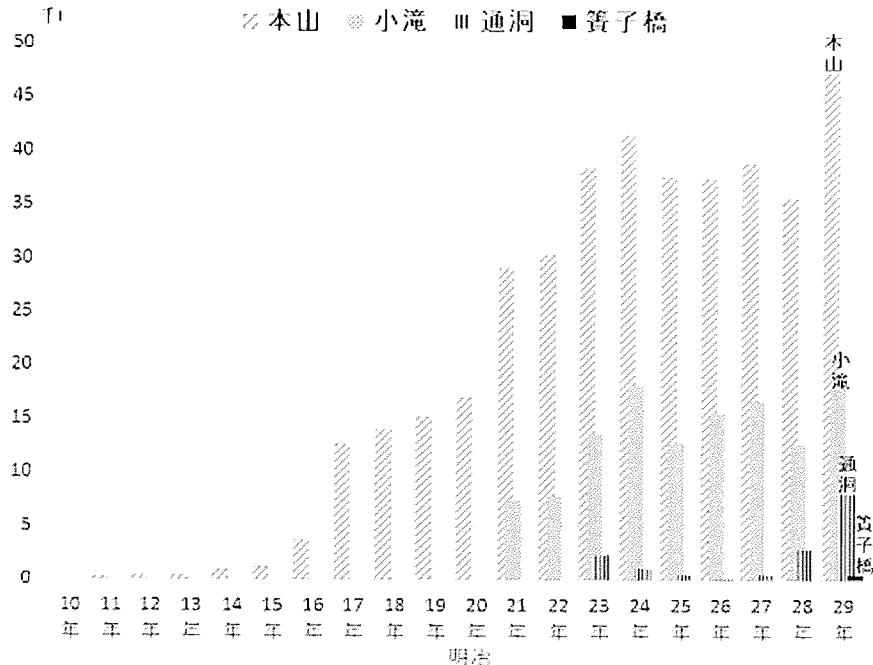


図-5 各地区における選鉱場の精鉱産出量の推移¹⁷⁾

(2) 通洞選鉱所の拡張と通洞第二選鉱場の設立

1902（明治35）年1月15日に、古河から「撰鑛場及堅坑新設願」が東京鑛山監督署に提出され、同年7月14日付でこれが認められた。通洞坑内から出される二番粗鉱（1から3%の銅を含む貧鉱）と廃石を搬出するための堅坑を設けて、坑内と新設する選鉱場の連絡を良くし操業上の利便を図るためのもので、字新梨子（図-2の二重丸の箇所）にそれらが建設されることとなった²⁰⁾。図-6に示すように、有越澤と渡良瀬川が合流する北東側（木村長兵衛の銅碑の下段）の山腹を利用し選鉱を行うもので、通洞第二堅坑から鉱石および廃石を運び揚げるための櫓とそれを動かす捲揚室（捲揚用のドラムと40馬力の電動機を備える機械室）、さらに、それらを選鉱場に運び入れるための軌道、そして、動力を得るとともに選鉱に用いるための水路、選鉱場から精鉱および廃石を搬出するための軌道などが見てとれる。

その後、時代が進むにつれて出鉱量も増え、これまでの設備ではその処理を担いきれないようになってきた。そのため、1910（明治43）年には設備の増強を目的に通洞第二選鉱場の増設が検討されていくこととなった²²⁾。増設前の設備では昼間に200トンの鉱石（二番粗鉱）の処理ができていたが、増設後の設備では、現状の出鉱量に合わせ、昼間だけで400トンの処理が行え、さらに必要に応じて夜間操業を行った場合には合わせて700トンを処理できるように増強しようとするものであった²³⁾。この処理を可能とする選鉱機械類を増設することで、当然ながら電力も必要となる。そのため、水力発電の導入や、これに使用する水量を確保するため一度使用した水をポンプにて繰返し使用するなどの工夫も検討され²⁴⁾、さらには、大割工場の新設なども盛り込まれた。そして図-7に示したこの計画に対しての認可が東京鑛山監督署から1911（明治44）年9月16日付で出され、その後、建設されていくこととなった。

なお、図-8と図-9と図-10は図-7の計画図の配置にほぼ合致する写真であり、図-11と図-12は機械類の写真である³¹⁾。

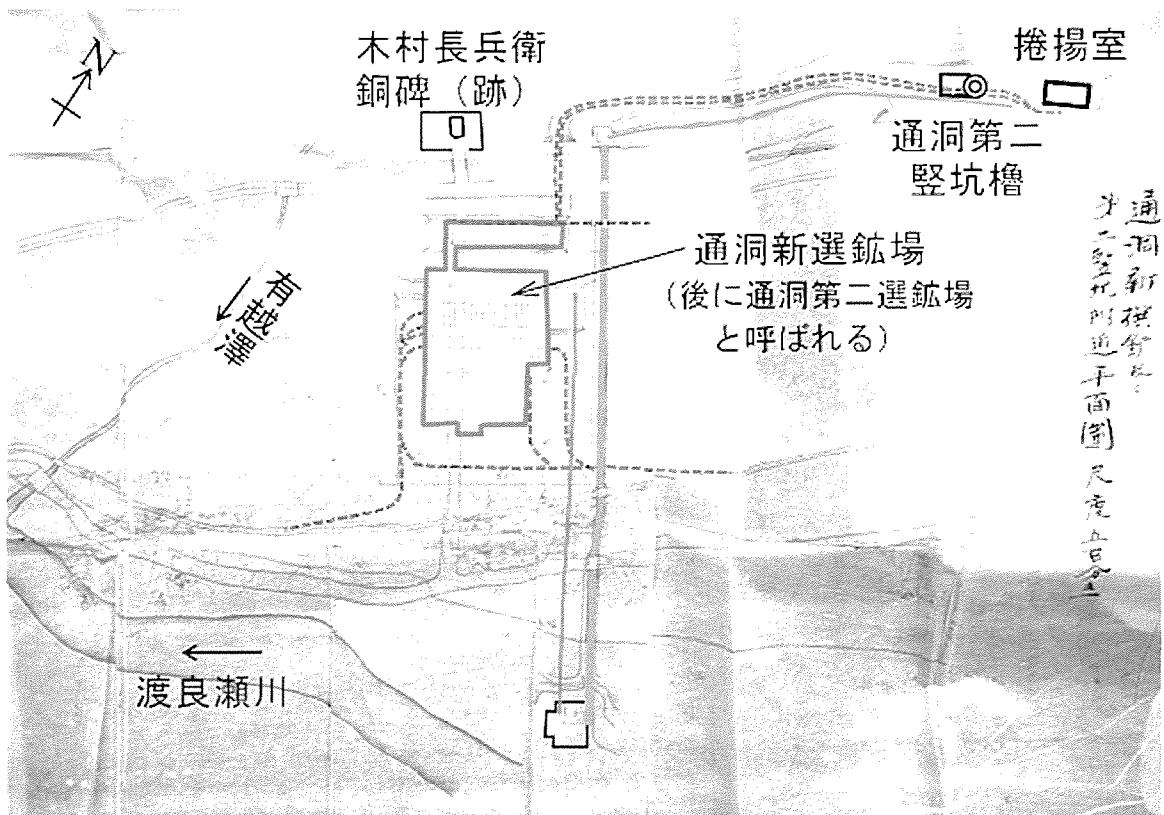


図-6 通洞新選鉱場および通洞第二堅坑申請図面²¹⁾

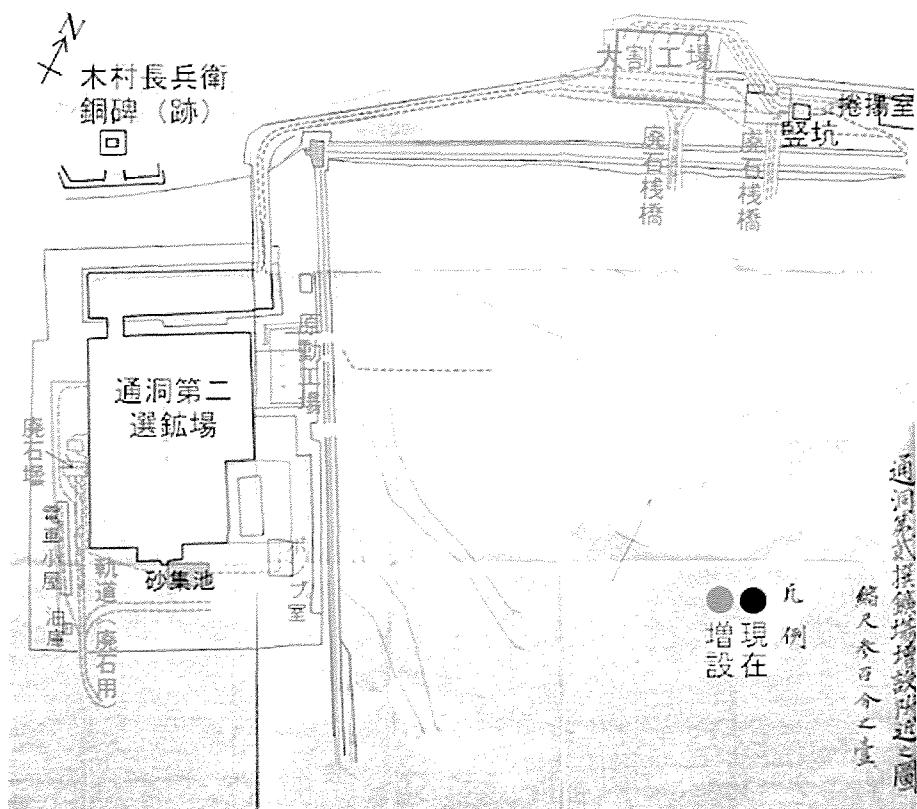
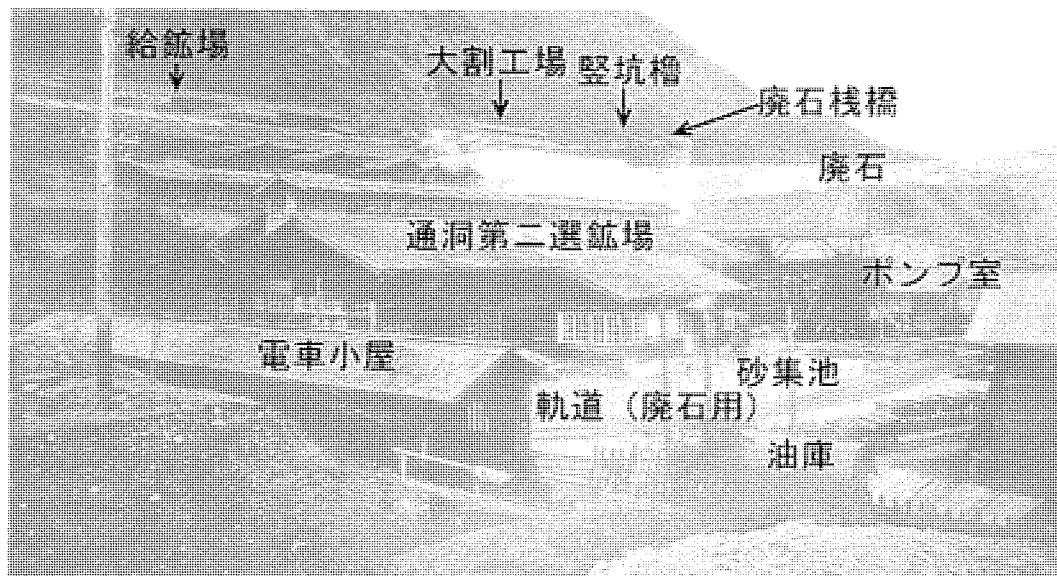


図-7 通洞第二選鉱場の増設と大割工場²⁵⁾



図－8 通洞第二選鉱場写真その1（選鉱所外観）²⁶⁾



図－9 通洞第二選鉱場写真その2（大割工場と豎坑櫓）²⁷⁾



図-10 通洞第二選鉱場写真その3（給鉱場）²⁸⁾

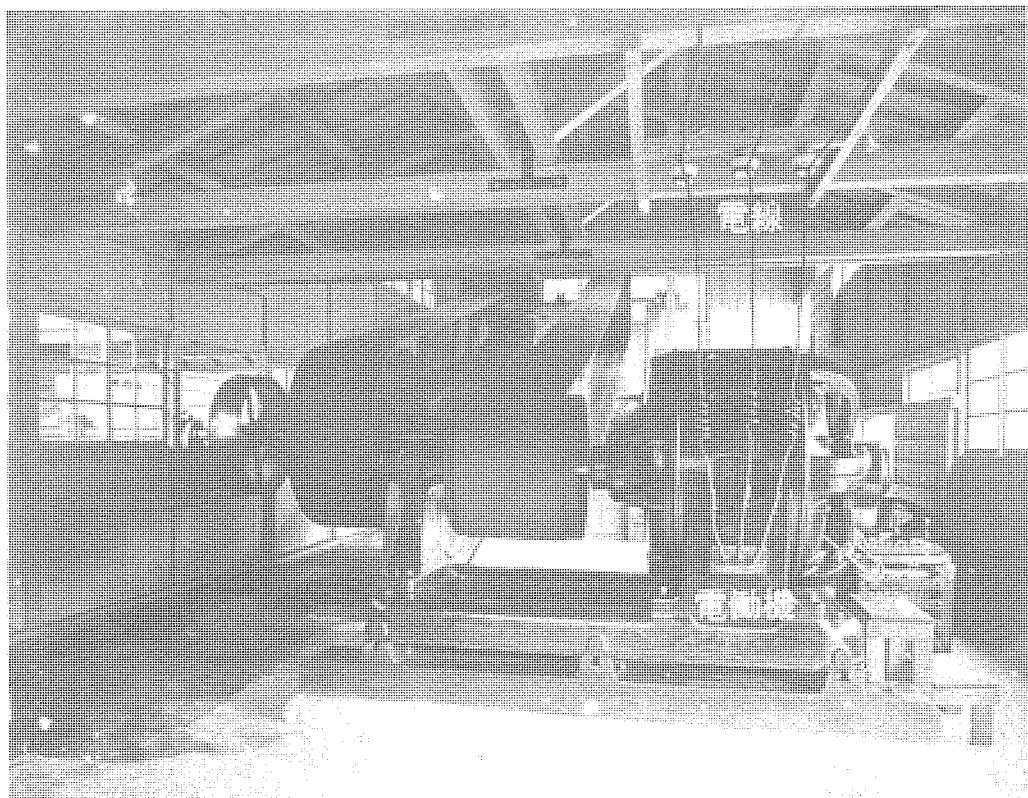


図-11 通洞第二選鉱場写真その4（原動工場）²⁹⁾

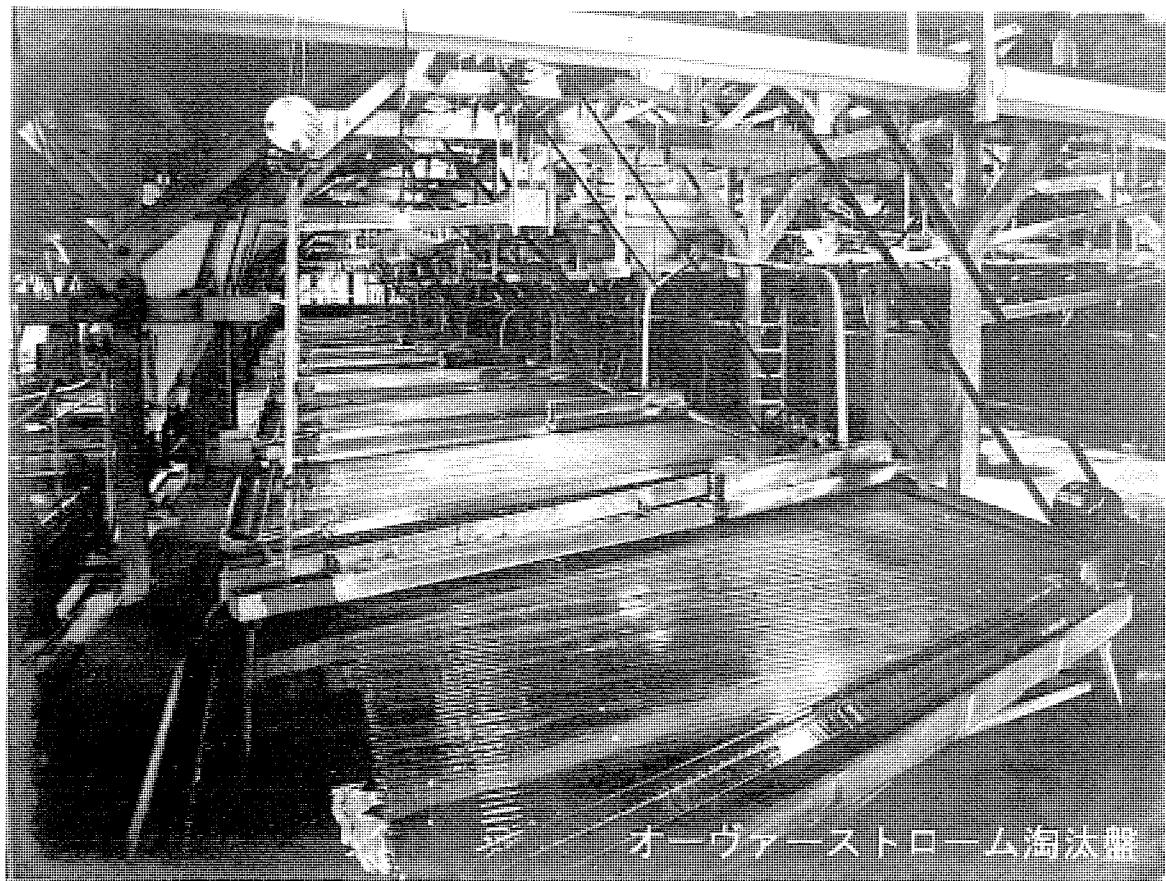
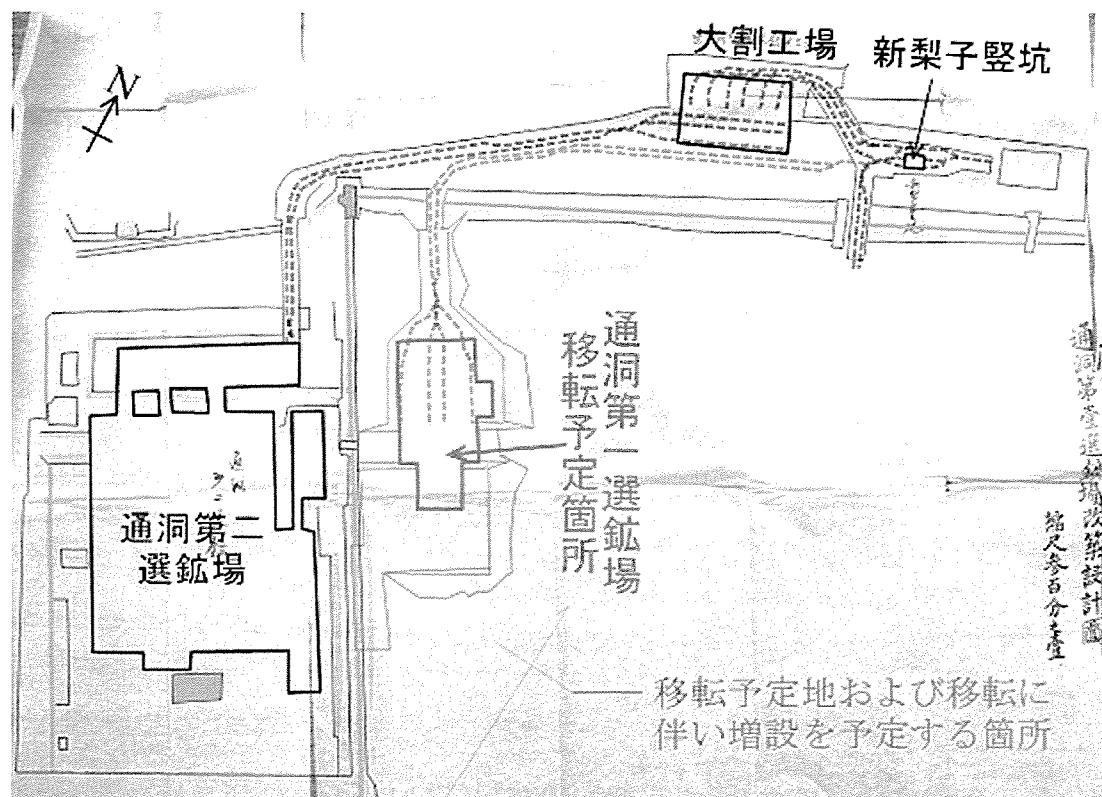


図-12 通洞第二選鉱場写真その5（選鉱機械の一種）³⁰⁾

(3) 通洞第一選鉱場の移転計画

さらにはこれに統いて、第一選鉱場の移転を検討し始め、1911（明治44）年12月4日には古河の内部で合議をとり、翌5日に東京礦山監督署に対して許可を申請し、明治45年2月7日付で移転の認可を得るところまで漕ぎ付けた³²⁾。それまで、品位の高い一番粗鉱を図-2および図-4で示した位置にある第一選鉱場で処理をし、二番粗鉱を図-2および図-7で示した位置にある第二選鉱場で処理をしていたが、第一選鉱場を第二選鉱場に隣接させ、一番粗鉱および二番粗鉱の両方を新梨子の山腹の地（第二選鉱場がある地）で処理を進めようとする案が検討されたのである。移転の理由としては、第一選鉱場の敷地が足尾鉄道の貨物の積卸場の用地となることが予定されていること、第一選鉱場の位置が第二選鉱場と離れているため操業監督上の不便が少なくないこと、第一選鉱場と第二選鉱場が離れているため一番粗鉱と二番粗鉱の運搬路線が別々であり坑内運搬作業上不便が少なくないこと、などが挙げられた³³⁾。こうして、図-13に示したように移転がいったん計画された。なお、移転後の第一選鉱場では移転前まで行っていた水選選鉱法を廃止して、トロムメル（9mmと25mmの回転篩）や手選による選別作業を主とし、機械類なども縮小されるという計画であった。しかし、すぐにこの計画が実施されることではなく、その後、東京礦山監督署宛に2度目の移転位置の変更および工事の設計変更願が1912（大正元）年8月28日に、さらに3度目の設計変更願が1913（大正2）年6月24日に提出されていくこととなった。2度目以降の設計変更では第二選鉱場からの精鉱をインクラインで大割工場下底の地並まで巻揚げ、第一選鉱場からの精鉱とともに大割工場の南西に作る予定

の鉄道引込線で搬出しようという案などが付け加えられていくようになった³⁵⁾。さらにこの通洞第一選鉱場移転計画に並行して、1913（大正2）年5月27日には大割工場の粗鉱処理量を1日400トンから800トンに増大させるための新たな大割工場（後に第二大割工場と呼ばれる）の建設認可申請や³⁶⁾、1913（大正2）年12月26日には、通洞第二選鉱所の選鉱廃石壠の増設と有越鉄索による廃石運搬などのための届出などが、それぞれ東京礦山監督署に出されていった。図-14はその際の計画図である。なお、この図には後に鉱石運搬の大動脈となり通洞選鉱所と一体となって機能していく「新梨子斜坑」の様子が記載されている³⁸⁾。こうして通洞第一選鉱場の移転は1913（大正2）年になっても図-15に示すとおり完了しておらず、やがて1916（大正5）年になり、足尾銅山がその当時の欧米の最新選鉱技術である「浮遊選鉱法」を貧鉱対策のために導入し³⁹⁾、第二選鉱場とその他の関連施設も含めた通洞選鉱場の大改築を行うことになるまで頓挫することになった。図-16に示すように「浮遊選鉱法」の導入による選鉱所の統合によって通洞第一選鉱所は当初の位置からその姿を消すこととなっていた。その直前の通洞第二選鉱場の様子を図-17、図-18、図-19、図-20で確認できる。

図-13 通洞第一選鉱場移転予定地（明治44年当初）³⁴⁾

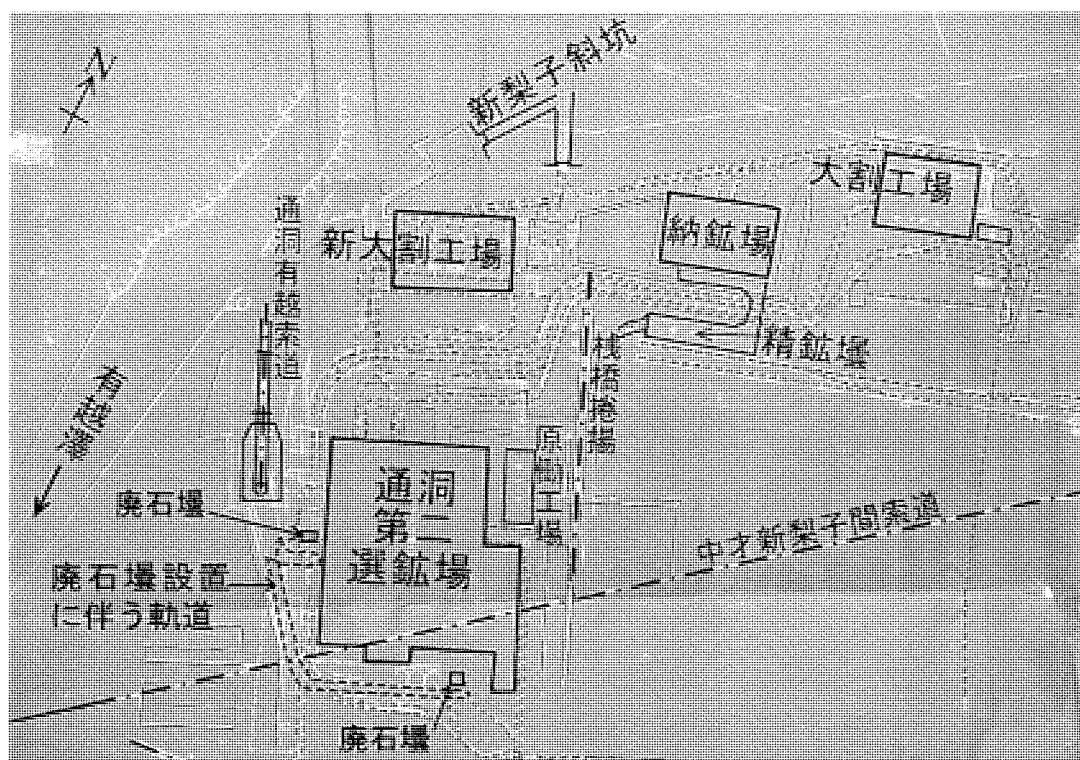


図-14 通洞第二選鉱場増設計画図³⁷⁾

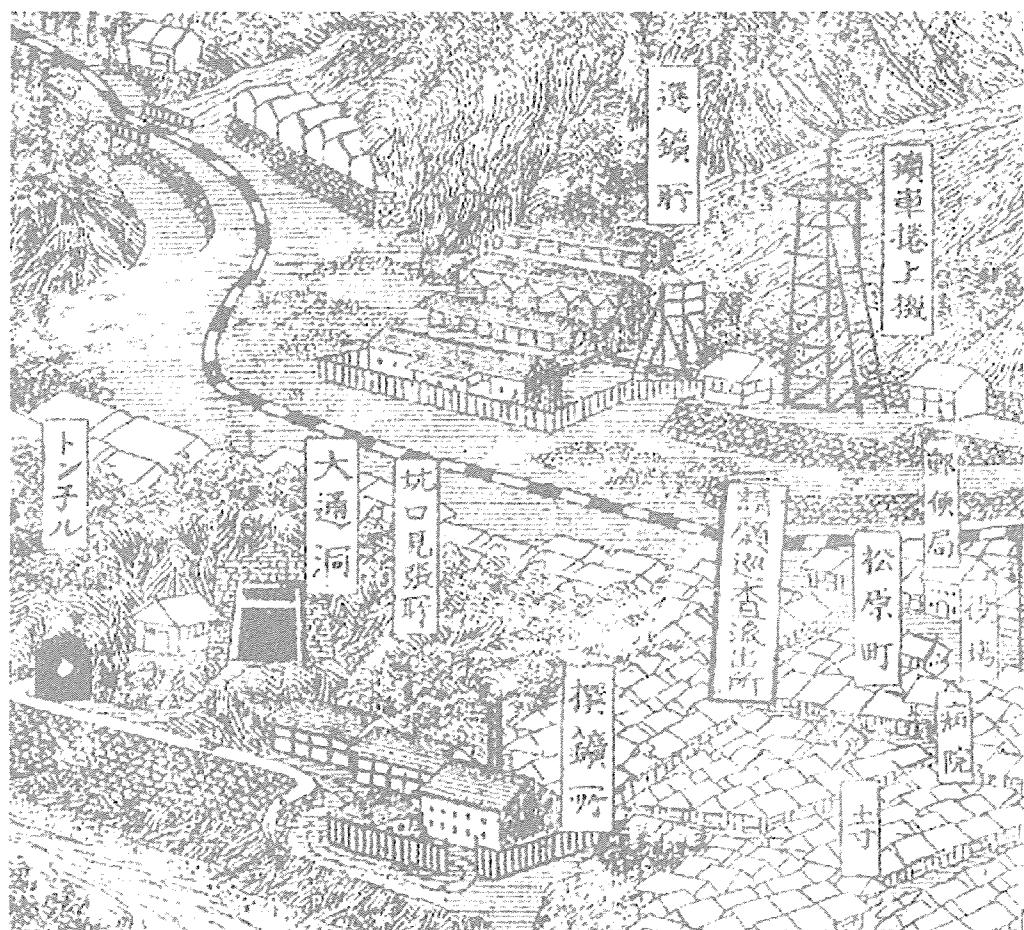


図-15 大正2年1月頃の通洞第一及び第二選鉱所³⁸⁾

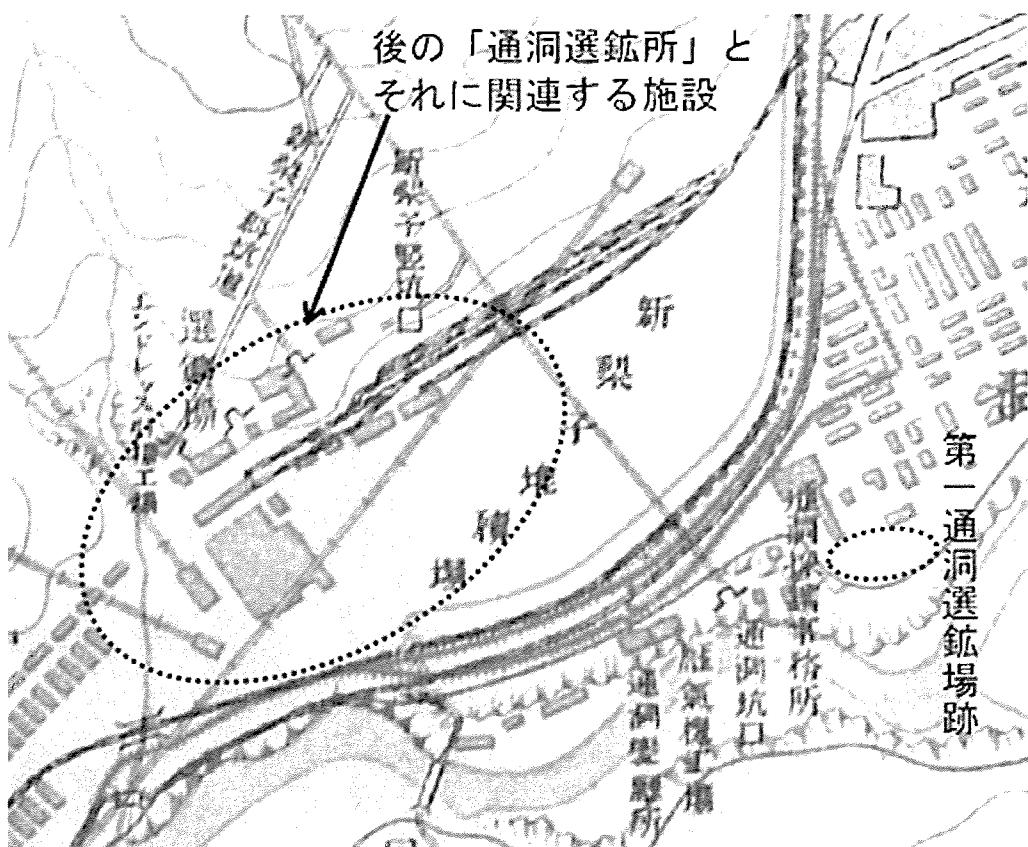


図-16 大正6年9月以前の通洞第二選鉱場付近の様子⁴¹⁾



図-17 大正5年頃の通洞第二選鉱場と関連施設⁴²⁾

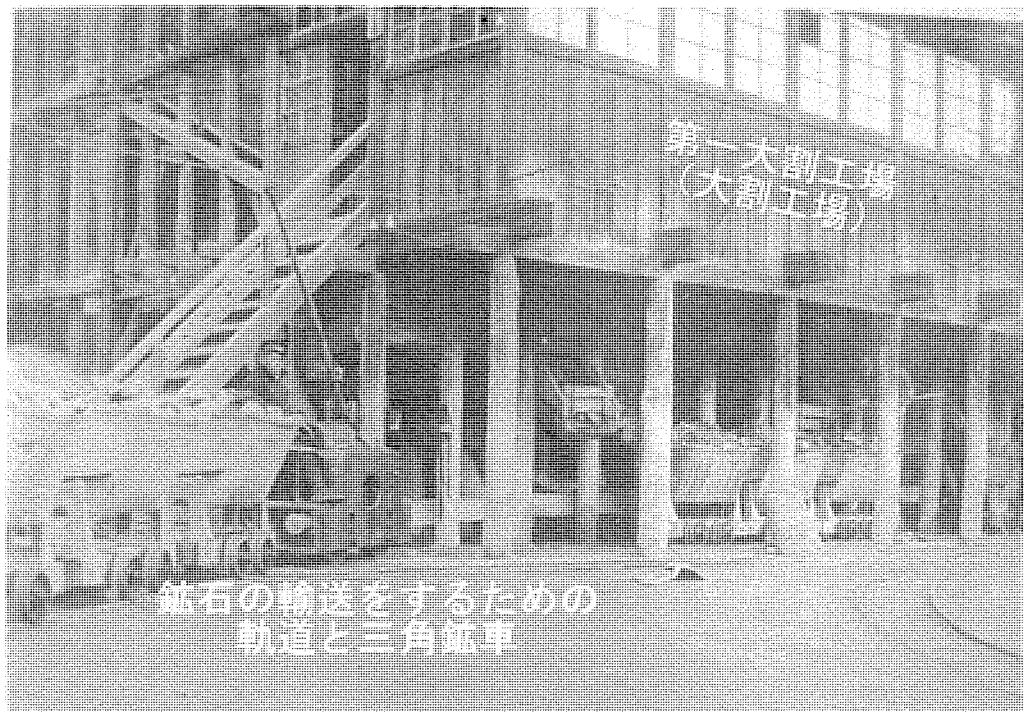


図-18 第一大割工場とその下段に接続する軌道⁴³⁾

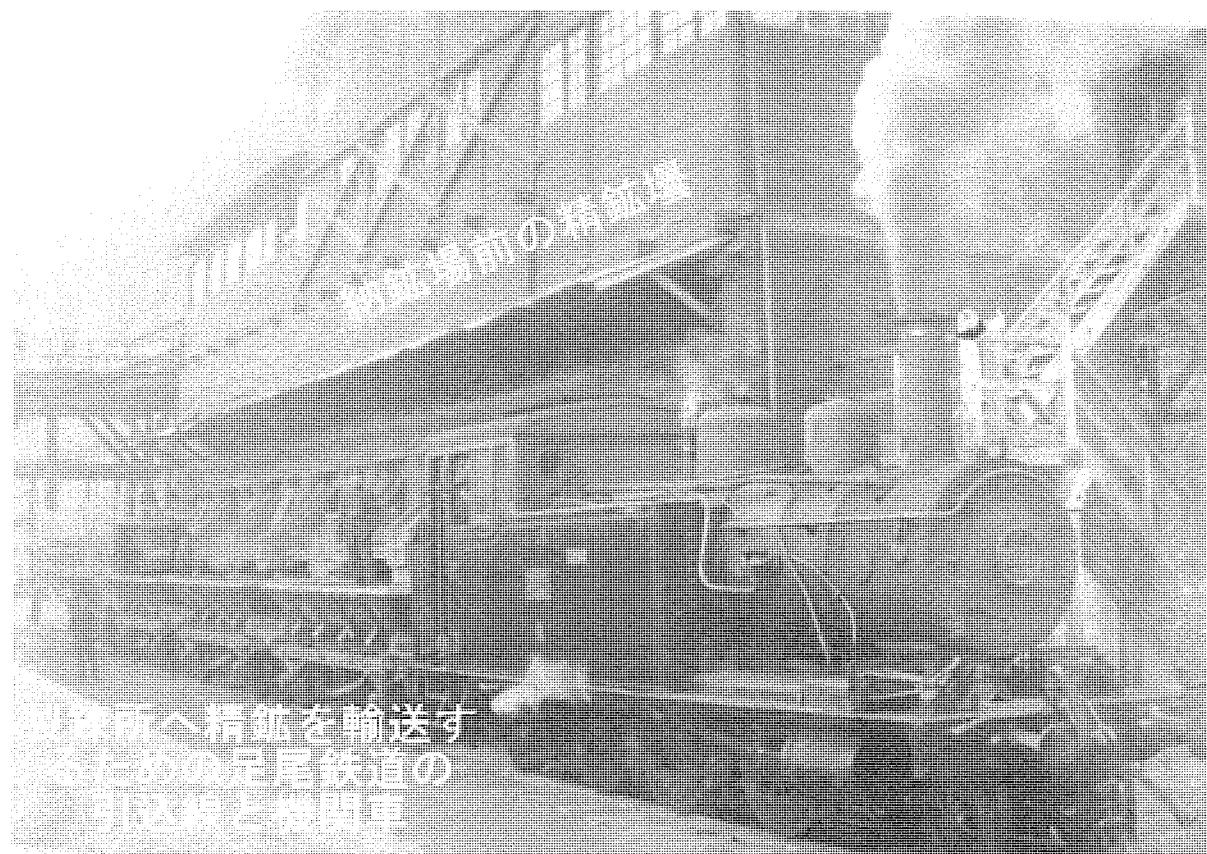
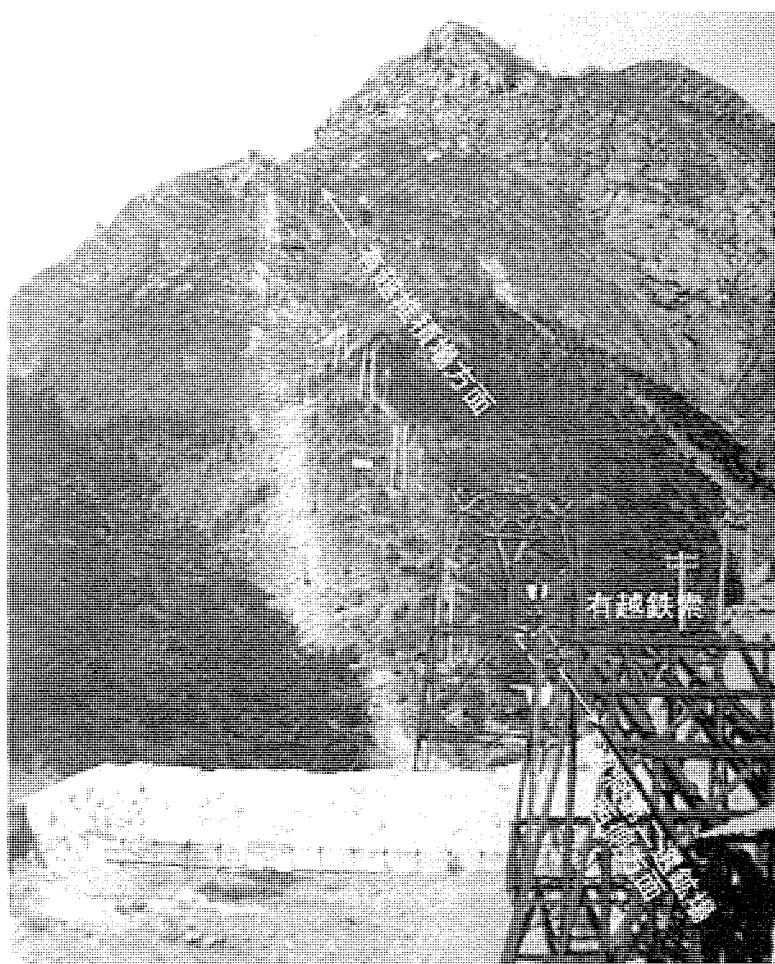


図-19 精鉱壠と接続する鉄道引込線と機関車⁴⁴⁾



図－20 通洞第二選鉱場西側の有越鉄索⁴⁵⁾

4. おわりに

このたびの史料調査により大正前期までの通洞選鉱場の設立過程が明らかとなった。今後、大正中期以降の史料調査なども進められれば、通洞選鉱所の設立過程の全容が示されることになる。

謝辞：本調査を進めるにあたり、日光市文化財課、古河機械金属株式会社、栃木県立博物館、東京大学附属図書館からご協力を賜った。また、永井名誉教授（宇都宮大学大学院）と小風秀雅教授（お茶の水女子大学大学院）と佐藤正知氏（文化庁）にご指導を賜った。ここに記して感謝の意を表したい。

補注

- 1) 写真は筆者が 2015 年の夏にわたらせ渓谷鐵道の車窓から撮影したもの。また、現在は通洞選鉱所と呼ばれているが、当時は通洞選鉱場という呼び方もされていた。本調査では史料での記載に合わせ両方の表記を用いる。
- 2) 稿末に掲載の文献のうち、文献 [1] と文献 [2] については国立国会図書館所蔵、文献 [6] と文献 [7] については栃木県立博物館所蔵、文献 [8] と文献 [9] と [13] については古河機械金属所蔵、文献 [10] と文献 [11] と文献 [15] については東京大学附属図書館所蔵のものである。
- 3) 粉碎された鉱石から目的の鉱物を浮かせて回収する技術。これにより、それまでの技術では扱いが困難であった低品位の鉱石（貧鉱）から鉱物を回収する能率を上げることに寄与した。
- 4) 「鉱山心得」および「日本坑法」の内容についてはそれぞれ文献 [1] と文献 [2] で確認した。
- 5) 文献 [3] の pp. 104 – 111 を参考とした。
- 6) 「氣絶（ケタエ）」については文献 [3] の pp. 122 – 123 を参考とした。坑内に水が溜まることについては文献 [3] の p. 125 からもわかる。文献 [3] の pp. 132 – 133 には「花氣絶と称して〈中略〉カンテラがともらぬ」、「瀧の如き落水を意ともせず」との記載があり、通気不良から生じる酸素不足、暗闇、さらには水の問題が開発上の大障害となっていたことがわかる。
- 7) 文献 [3] の p. 124 を参考とした。
- 8) 文献 [4] の pp. 124 – 127 を参考とした。
- 9) 文献 [3] の pp. 137 – 143 と文献 [4] の pp. 127–129 および文献 [5] の pp. 74 – 79 を参考とした。
- 10) 文献 [3] の pp. 142 – 143 に掲載の図に加筆した。
- 11) 文献 [4] の pp. 128 – 129 を参考とした。
- 12) 文献 [3] の p. 142 を参考とした。
- 13) 文献 [6] から引用し加筆した。
- 14) 文献 [7] から引用し加筆した。
- 15) 文献 [8] では通洞選鉱所の創業は 1890 (明治 23) 年 1 月で、簗子橋選鉱所の創業は 1896 (明治 29) 年 6 月で、廃止は 1897 (明治 30) 年 5 月 6 日とされている。本調査によって新たに示された知見。
- 16) 採鉱や選鉱の際に取り出される品位の高い鉱石やその部分のこと。一般的には選鉱により脈石などがのぞかれた状態の高品位の鉱石のことをいう。
- 17) 文献 [8] からのデータを引用、貫をトンに変換しグラフにした。本調査によって新たに示された知見。
- 18) 文献 [7] には「百馬力の機関五百馬力ノ電動力ニヨリ啞筒捲揚機鑿岩機圧氣機等ヲ使用シ十八萬尺ノ鐵道ヲ布設シ人爲及ヒ馬疋ノ力ニヨリ運搬法ヲ開ク右得ル所ノ礦石ヲ選撰礦場ニ送リ鉄鎚及ヒ嶠碎器ニテ破碎シ跳汰器或ハ水壓分粒函ニ投シテ精撰セシメ百分中二十ノ銅分ヲ含有スル精礦一日二萬五千貫目ヲ撰出スト雖モ他日大通洞ノ工事成ルヲ告ケ採礦事業一大進歩ヲナスニ至ラハ撰礦場ノ規模モ亦タ擴張セザルヲエザルニヨリ更ニ一日六百噸以上ノ礦石ヲ撰採スベキ機械場ヲ設ケンカ爲今ヤ設計半

ハ成レリト云フ」とあり、本山地区、小滝地区の第一選鉱所とほぼ同レベルの技術の機械類が備わっていたことがわかる。

- 19) 文献[8]に掲載の「撰礦場及豊坑新設願」、「通洞新撰礦場建設設計書」、「通洞第二選鉱増設届出ノ件」、「通洞第一選鉱工場移転認可願」などからその事実関係が判断できる。本調査によって新たに示された知見。
- 20) 文献[8]に掲載の「通洞新撰礦場建設設計書」を参考とした。本調査によって新たに示された知見。
- 21) 文献[8]に掲載の「通洞新選鉱場建設設計書」および「通洞第二豊坑設計書」に添付されている申請図面に加筆した。申請図面上では新選鉱場ではなく第二選鉱場と記載がされている。本調査によって新たに示された図。
- 22) 文献[8]に掲載の明治43年11月12日付の合議書「通洞第二選鉱増設届出ノ件」を参考とした。
- 23) 文献[8]に掲載の明治43年10月調の「通洞第二選鉱工場擴張仕様書」を参考とした。なお、この仕様書に廃石については新梨子堆積場で処理し、廃水については中才浄水場で処理を行い、中才での処理が追いつかない場合は切幹の地に新たな浄水所の建設を検討する旨のことが記載されている。本調査によって新たに示された知見。
- 24) 文献[8]に掲載の明治43年10月調の「通洞第二選鉱工場擴張仕様書」には350馬力の電力が必要であり、本工場では機械運転用として240馬力の電動機を1台、大別手選工場では揚水用として10馬力の電動機を1台、唧筒室では50馬力の電動機を2台としている。本調査によって新たに示された知見。
- 25) 文献[8]に掲載の東監四十三年七三七號の書類に「明治四十三年十一月二十一日付願通洞第二選鉱場増築ノ件許可ス」とある。明治四十四年九月十六日付の許可発行となっている。本調査によって新たに示された図。
- 26) 文献[9]からの引用。通洞第二選鉱場の外観の写真。奥（山腹上段）には大割工場と豊坑櫓が見える。本調査によりこの写真的年代がほぼ特定された。
- 27) 文献[9]からの引用。大割工場を中心とした写真。本調査によりこの写真的年代がほぼ特定された。
- 28) 文献[9]からの引用。大割工場から搬出されてくる精鉱がここを介して選鉱所に供給される。選鉱所との接続部分が三箇所写っている。本調査によりこの写真的年代がほぼ特定された。
- 29) 文献[9]からの引用。電動機の写真でおそらくは図-7で示した選鉱場の右に見える原動工場の内部であると思われる。本調査によりこの写真的年代がほぼ特定された。
- 30) 文献[9]からの引用。選鉱所内の選鉱機械の一種。水とともに微細に砕かれた鉱石を揺すりながら比重の差を利用し分別する機械。本調査によりこの写真的年代がほぼ特定された。
- 31) 図-7、図-8、図-9を見比べると、大割工場があること、申請図の配置と写真での配置がほぼ一致していること、廃石が溜まっていること、平場が少し造成されていることがわかる。このことから、これらの写真是明治44年から大正2年の間に撮影されたものであると判断できる。
- 32) 文献[8]に掲載の「通洞第一選鉱場移転認可願」の記載内容および「東監四四年第六七九號」に記載の記載内容を参考とした。本調査によって新たに示された知見。
- 33) 文献[8]に掲載の「通洞第一選鉱工場移転認願」および「通洞第一選鉱場移転仕様概要」を参考とした。本調査によって新たに示された知見。
- 34) 文献[8]に掲載の「通洞第一選鉱場移転仕様概要」の図を引用し加筆した。本調査によって新たに示された図。
- 35) インクラインと鉄道引込線による精鉱の運搬については文献[8]に掲載の大正元年八月二十六日付「通洞第一選鉱場移転位置変更ノ件」を参考とした。なお、鉄道引込線は、もともと足尾鉄道から通洞へ引き込む予定であったがそれが廃止となり、渋川地内より新梨子堆積場の山手側を通って大割工場の下底に引き込む予定に変更されることになった。これについては「足庶記第二四一 通洞第一選鉱工場移転位置変更同工事設計ノ一部変更願」を参考とした。本調査によって新たに示された知見。
- 36) 文献[8]に掲載の「(足庶記第一一九號) 大割工場新設認可申請書」を参考とした。またこの大割工場が後に第二大割工場と呼ばれるようになったことについては同史料添付の「工事計画書」と文献[10]

からも確認できる。

- 37) 文献 [8] に掲載の「(足庶記第二六四號) 通洞第二選礦場選礦廃石壘増設届」から引用し加筆した。この史料には提出日が 1915 (大正 3) 年 2 月 25 日と記載されていることからこの図はそれ以降の通洞第二選鉱場およびその関連施設を表すものであるといえる。本調査によって新たに示された図。
- 38) 文献 [11] によれば「新梨子斜坑」は 1913 (大正 2) 年 5 月に開鑿が開始され、1914 (大正 3) 年 4 月に竣工されたとされている。本調査によって新たに示された知見。
- 39) 文献 [12] から引用した。左下には通洞坑、中央下には撰鉱所（第一選鉱場）、中央上には選鉱所（通洞第二選鉱場）が確認できる。
- 40) 浮遊選鉱法を導入していくこととなる年代や経緯は文献 [13] を参考とした。
- 41) 文献 [14] から引用した。図からは既に第一選鉱場の位置には空きがあることが見てとれる。また、第二選鉱場の位置には選礦場との記載があり、おそらく統合後の「通洞選鉱所」を思わせる記載となっている。
- 42) 写真は文献 [11] からの引用。浮遊選鉱（浮選機）が導入される直前のもので、大改築される前の通洞第二選鉱場の姿を知ることができる。史料として大変貴重なものといえる。
- 43) 写真は文献 [11] からの引用。第一大割工場から廃石を搬出する軌道とその作業風景。ガラス窓の内側は女工が手選を行う場所。図-14 の図で見てみると、この軌道は納鉱場の前を通り通洞第二選鉱場の西側につながっており、このあと有越鉄索道で堆積所に運ばれるものと推測できる。
- 44) 写真は文献 [11] からの引用。精鉱壘（納鉱場付属施設）の下底の鉄道引込線と精鉱を運搬する機関車の様子を表している。
- 45) 写真は文献 [11] からの引用。通洞第二選鉱場の西側の廃石を有越堆積場に運ぶための索道の様子を表している。

参考文献

- [1] 太政官：鉱山心得、太政類典、第二編、1872.
- [2] 太政官：日本坑法御布令ノ儀伺、公文録、第七十一卷 1873.
- [3] 五日會：古河市兵衛翁伝、富士印刷株式会社、1926.
- [4] 古河鉱業株式会社：創業 100 年史、凸版印刷株式会社、1976.
- [5] 茂野吉野助：木村長兵衛伝、富士印刷株式会社、1937.
- [6] 桑島鉢之介：足尾銅山明細図、栃木県立博物館所蔵、1889.
- [7] 佐藤半七：足尾銅山明細図、栃木県立博物館所蔵、1895.
- [8] 経理課庶務係：選礦施設ニ關スル綴、自明治二十八年十月至大正二年十二月分、古河機械金属所蔵、1917.
- [9] 作者不明：通洞第弐撰礦場、古河機械金属所蔵、発行年代不明。
- [10] 黒河内平治：足尾銅山報告、中、東京大学所蔵、1916.
- [11] 黒河内平治：足尾銅山報告、上、東京大学所蔵、1916.
- [12] 森田大吉：足尾銅山全図、増田寅吉、1913.
- [13] 経理課庶務係：選礦施設ニ關スル綴、自大正五年十二月至同六年八月、古河機械金属所蔵、編纂年代不明。
- [14] 吉村信二：足尾銅山圖、大正六年九月、小林印刷所、1917.
- [15] 古市六三：足尾銅山通洞採鉱報告、東京大学所蔵、1910.

八一(二) 市廳舎建築

○市廳舎建築
敷地買收

市廳舎ハ舊町役場ニテ狹隘ナルノミナラス不便少ナカラサルニ付改築ノ爲敷地ノ買收ヲ計畫シ既ニ大正八、九兩年度ニ於テ位置ヲ本城三丁目ト定メ三萬四千七百九十二圓六十錢ニテ敷地千五百一坪ヲ買收シ外ニ建物移轉料トシテ一萬千四百六十三圓八十二錢ヲ要シタリ

廳舎建築

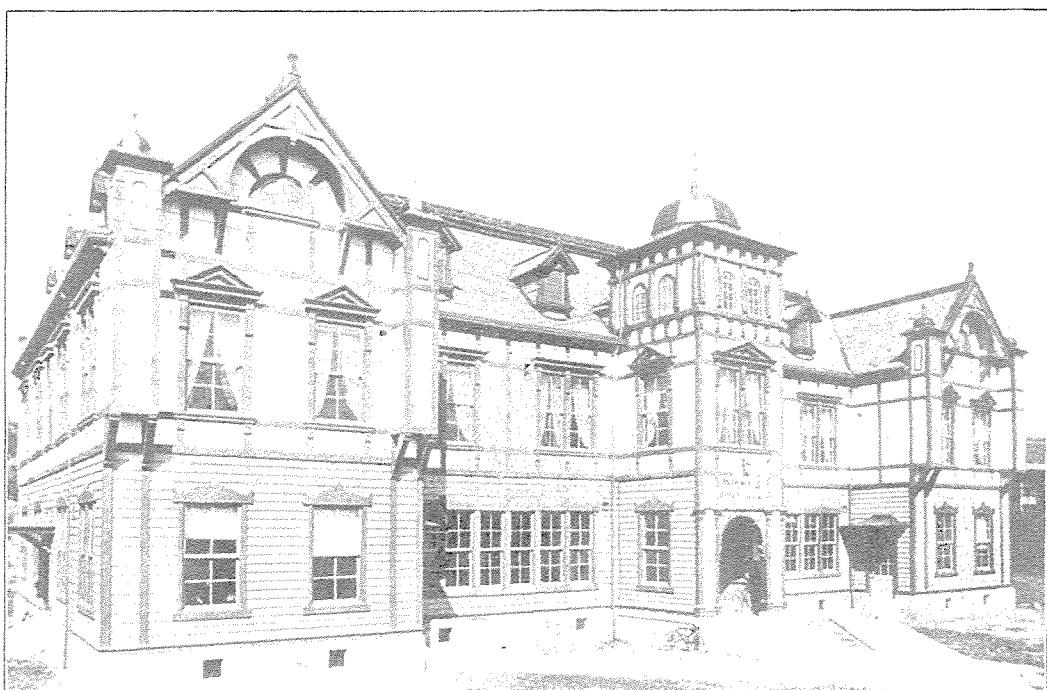
市廳舎ハ市會ノ議決ニ依リ大正十一年度ノ事業トシ足尾礦業所ノ建物ヲ買收シ改造ノ上建築セシモノニシテ本館並ニ附屬建物トモ總坪數四百六十四坪ナリ本館ハ銅板屋根ニ階建トス大正十年七月一日ニ工ヲ起シ同年十二月二十八日内部竣工シタルヲ以テ大正十一年一月一日ヨリ廳舎ニ充當セリ建築費ハ九萬四千百十三圓ヲ要シ設備費七千九百二十二圓ヲ要セリ

廳舎落成式

内外全部ノ竣工ヲ告ケタルヲ以テ大正十一年四月二日ヲトシ市廳舎建築落成式ヲ舉行セリ廳舎前面ニ大綠門ヲ造リ國旗ヲ交叉シ萬國旗ヲ以テ裝飾シ電燈ヲ點火ス煙火ヲ打揚ケ其他ノ餘興ノ設備アリ來賓總數七百四十四人市會議場ヲ式場トシ階上階下各室ヲ祝宴席ニ充ツ建築専務委員三氏並ニ舊町會議員中功勞者諸氏へ紀念トシテ慰勞品ヲ贈呈ス其他式辭祝辭祝電等左ノ如シ

<以下略>

八一(三) 新築足利市役所(写真)



新築足利市役所

杉本五十鈴殿

(消印) 足利 11・3・25 「 」

(封筒裏)

「

足利市長 川島平五郎

「

拝啓足利市役所建築竣工ニ付來ル四月二日午前十時落成式舉行致候間御臨席被下度此段御案内申上候 敬具

大正十一年三月廿五日

足利市長 川島平五郎

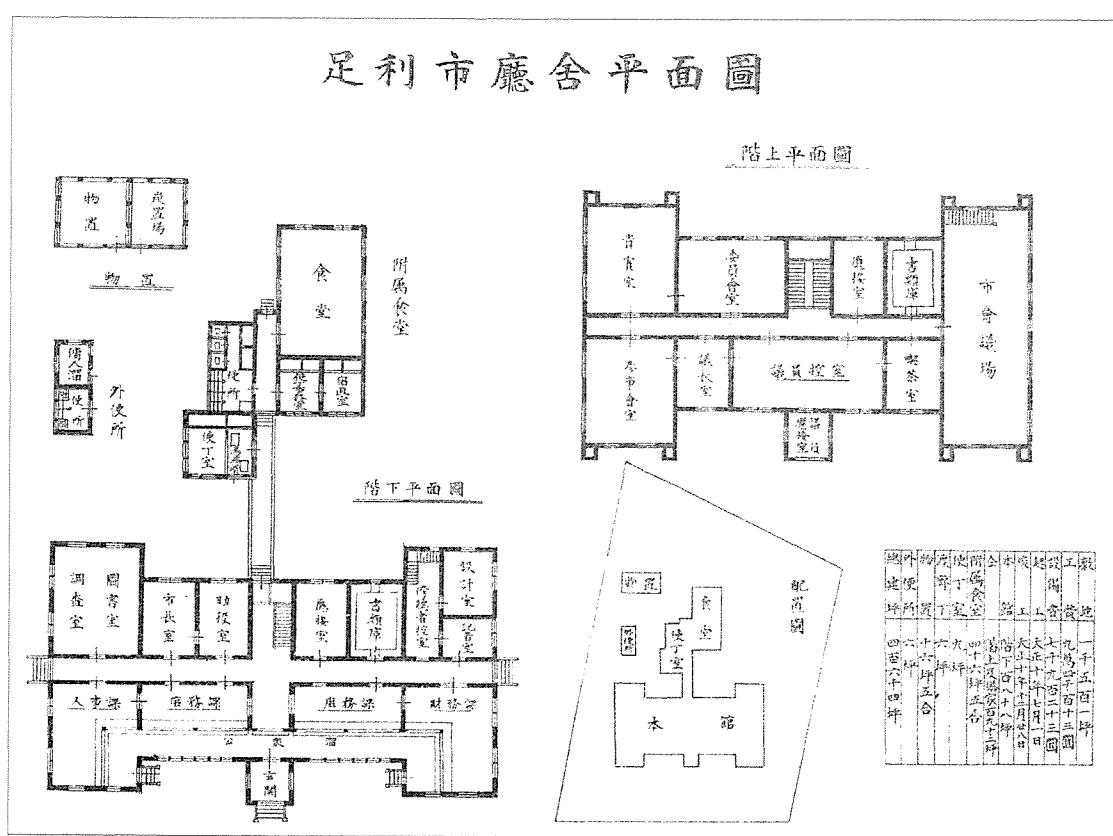
杉本五十鈴殿

追テ御来臨ノ節ハ此状受付ヘ御示シ被下度候

席

御来臨ノ節ハ市役所内前記ノ席ニテ御休憩ヲ乞フ式開始ノ際ハ式場
へ御出席アリタシ式終レハ尚前席ニテ粗酒飯ヲ呈ス
式ノ始終ハ振鈴ニテ報ス

【史料八】『足利市制施行誌』（大正十一年八月十五日発行）（抜粋）
八・（一）足利市廳舍平面圖



三ヶ月保険料ハ一ヶ年分ノ三十五% 五十四圓九十九錢

工事割増保険率 千圓二付五圓

此一ヶ年分割増料金百九十六圓四十錢

九十二日分（三百六十五分ノ九十二）四十九圓五十錢

計 壱百四圓四十九錢也

以上

七一（二十六）大正十年十二月二十五日 貴市廳舍建築工事ニ關ス

ル件

足庶十年第六三九號

大正十年十二月廿五日

足尾鑛業所

高木信廣

足利市長

河島平五郎殿

貴市廳舍建築工事ニ關スル件

拝啓貴市廳舍工事ハ殆ト竣成ヲ告ケ明年一月ヨリ新廳舍ニ御引移ヲ

見ルヘキ程度ニアルヤニ傳聞セラレ候處本件ハ種々ノ止ムナキ原因

ニ因リテ竣成期モ遅延相成候儀ニモ御座候ヘハ可成早ク御受授ヲ了

セラレ残代金御支拂被成下候様御高慮ヲ仰キ度此段御依頼申上候也

七一（二十八）大正十一年二月一日 市廳舍壳渡ノ件

庶第一、六八九號

大正十一年二月一日

足利市長川島平五郎

足尾鑛業所長殿

市廳舍壳渡ノ件

豫テ工事中ノ市廳舍今般竣工候ニ付テハ末ル二月四日前引渡ヲ

受ケ度候条請負人同伴御出張相煩度此段御通知申上候也

七一（二十七）大正十年十二月二十八日 市廳舍建築工事ニ關スル

件

（封筒表）

「上都賀郡足尾町

古河鑛業所

大正十年十二月廿八日

利第一四、〇一二二號

足利市長 川島平五郎

足尾鑛業所

高木信廣

市廳舍建築工事ニ關スル件

本月廿五日足庶十年第六三九號ヲ以テ御申越ニ係ル標記ノ件ニ就テハ未ダ工事未竣工ニ付不^止得請負人ノ諒解ヲ得本月廿九日ヨリ移轉ニ着手ノ豫定ニ有之候就テハ未成功ノ部分ニ対シテハ可成至急竣工相成御貴所ヨリモ充分請負人ヲ御督励被成下度全部竣工ノ上ハ直チニ残代金支拂可申候條此段及回答候也

大正十年十一月十二日

足尾礦業所

高木信廣

足利市役所

御中

豫テ御依頼相成候御市廳舍工事保険ノ件今般繼續契約ヲ了シ候ニ付
別記關係書類添附御通知申上候也

追テ御立替仕拂ヲ了シ直キ候保険料壹百四圓四拾九錢ハ當所宛御
送附被成下候様致度申添候

添附書類

- 一、火災保険料請求書
- 一、火災保険料假領收證
- 一、川島市長宛富士商會書類
- 一、繼續火災保険料領收證

以上

〈別記関係書類については省略〉

七一(二十四) 大正十年十一月十六日 當廳舍火災保険繼續契約ノ件

利第一二、四八〇號

大正十年十一月一六日

足利市長川島平五郎印

高木信廣殿

豫テ御配慮相煩候當廳舍火災保険繼續契約ノ件契約書到着候ニ就テ
ハ御立替ノ保険料金百四円四拾九錢也小切手ヲ以テ送金致候條御查

收ノ上ハ御一報煩度此段及通知候也

追テ調査候處前契約期間ハ大正十年十月三十日ト有シ候ニ付一日
間重複シ且ツ繼續契約期間大正十一年一月三十日ノ筈ニ候處一月
三十日ト有之ハ何レモ書損ノ事トハ存候モ一應御調査被下度尚今
回ノ保険料計算基本タル保険率即チ短期増率参考ノ為メ承知致度
此段申添候也

七一(二十五) 大正十年十一月二十二日 貴廳々舍火災保険ノ件

足庶十年第五七五號

大正十年十一月廿一日 足尾礦業所

高木信廣

足利市長殿

貴廳々舍火災保険ノ件

本月十二日附利第一二四八〇號ヲ以テ御問合ノ件左ニ御回答申上候
一、契約期間ハ前期ハ十月末迄ノコトヽシ交渉致置キ候慮契約ハ十
月三十日満期トシテ取結ハレタルモノニ有之候（契約本証書御參
看）料金ハ日數計算ト相成居リ候今回送價ノ分ハ其儘三ヶ月繼續
ト致シ候タメ一月三十日迄ト相成候次第御座候即チ日數ニ於テ
重複ト相成ラサル次第御高諒ヲ仰ギ度候

二、保険料計算内容左ノ通リニ有度候

期間 自大正十年十月三十日 九十二日間

保険金額	至大正十一年一月三十日
保険率	千圓三付四圓

一ヶ年分保険料金百五十七圓十二錢

足利市役所

御中

足利市役所廳舍火災保險ニ關スル件

目下工事中ニ係ル貴市役所建家火災保險ノ件繼續方當所ヨリ交渉方利第一〇三五七號ヲ以テ御依頼有之候處當所ヨリ交渉スルヲ御便宜トセラル、次第ナレハ貴命ニ從ヒ交渉可致候モ御來示明年一月三十日迄トハ全部依然工事保險ニ有之候哉前回交渉開始期間變更御申出ノ為困難ニ陥リタルコトモ有之候ヘハ為念一應御問合申上候也

利第一〇、三五七號

大正十年十月十八日

足利市長川島平五郎印

高木信廣殿

市役所廳舍火災保險ニ關スル件

豫テ御依頼申候標記ノ件ニ關シテハ夫ニ御交渉中ノ事ト存候モ前契約満了期日切迫致候ニ付テハ中断セサル様致度候條御繁忙中乍御手數至急御運ヒ被下度此段及照會候也

七一(二十) 大正十年十月五日 市役所廳舍火災保險ニ關スル件

利第一〇、三五七號

大正十年十月五日

足利市役所

高木信廣殿

市役所廳舍火災保險ニ關スル件

標記ノ件ニ付御交渉方御依頼申上候處本月二一日付ヲ以テ「明年一月三十一日迄トハ全部依然工事保險ニ有之哉」ト御照會有之候件ハ貴見ノ通リ原契約ニ引續キ明年一月三十一日迄全部工事保險トシテ契約致度義ニ候條可然御交渉相成度此段御回報申上候

利第一〇、三五七號

大正十年十月十八日

足利市長川島平五郎印

高木信廣殿

市役所廳舍火災保險ニ關スル件

七一(二十二) 大正十年十月十九日 御廳々舍建築工事保險ノ件

足庶十年第五三〇號

大正十年十月十九日

足利市役所

高木信廣

足利市役所

御中

拝啓 豫テ御依頼有之候御廳々舍建築工事保險ノ件ハ目下本店ニ於テ保險會社ニ交渉中ニ有之候處前回ノ契約ヨリ短期ナルト依然工事保險ナルトニヨリ多少割高ト相成ルヘキ見込ノ由ニ有之候間御含置被成下度豫メ申進候也

七一(二十一) 大正十年十月十八日 市役所廳舍火災保險ニ關スル

件

七一(二十三) 大正十年十一月十二日 御市廳舍工事保險ノ件

足庶十年第五六一號

七一(十七)大正十年五月十九日 事務所火災保険契約ノ件

一、建築割増率 千圓ニ付一ヶ年五圓
一、建築割増料 九〇圓四〇

足庶十年第二九一號

大正十年五月十九日 古河鑛業株式會社足尾鑛業所

經理課長 佐竹房夫

保険料合計 一九二圓五三
追テ保證證券ハ不日貴方へ送附越候筈ニ御座候
(保険料請求書・保険料領収書は省略)

足利市長 川嶋平五郎殿

事務所火災保険契約ノ件

當所掛水所在舊事務所等御買上ニ關聯シ火災保険契約ニ付テハ別記
ノ通本月拾四日ヲ以テ契約締結ヲ了シ候ニ付左記事項御承認ノ上支
拂済保険料金壹百九拾貳圓五拾參錢也ヲ御下渡被成下度別紙保険料
請求書、保険料領収書添附御通知ヲ兼ネ御請求申上候也

記

一、契約形式……初メ當所ヲ保険契約者、御市ヲ被保険者トス
ヘキ豫定ノ處便宜當社ニテ假ニ御市ヲ代表スル形式ニテ差支ナ
キ趣ヲ以テ本店ニテ直接貴市ヲ契約者トシテ契約締結ヲ了シ候
間御追認ヲ仰キ度候

二、計算……左ノ通御諒承被成下度候

一、保險扱店 千代田火災保険株式會社代理店富士商會

一、保險價格 三九、二八〇圓

一、契約期間 自大正十年五月十五日

至大正十年十月廿一日

千圓ニ付一ヶ年四圓

一、保險率

五ヶ月半ノ契約ニ付六ヶ月契約ノ場合ニ
於ケル率ト同様一ヶ年分ノ六割五分ノ計
算故千圓ニ付二圓六十錢

一、保險料

一〇二圓一三

足庶十年第五〇八號

大正十年十月二日

足尾鑛業所
高木信廣

市役所充当建物火災保険ニ関スル件
標記ノ件ニ関シ豫テ御配慮ニ相成候處末ル十月三十日期間満了ノ筈
ナルモ建物改築工事右期間内ニ出来ノ見込無之候ニ付明大正十一年
一月三十一日迄繼續契約致度候ニ就テハ從來ノ關係上貴所ヨリ御交
渉相煩ヲ便宜ト存候条可然御依頼致度狀況及照會候也

七一(十九)大正十年十月二日 足利市役所廳舍火災保険ニ關スル件

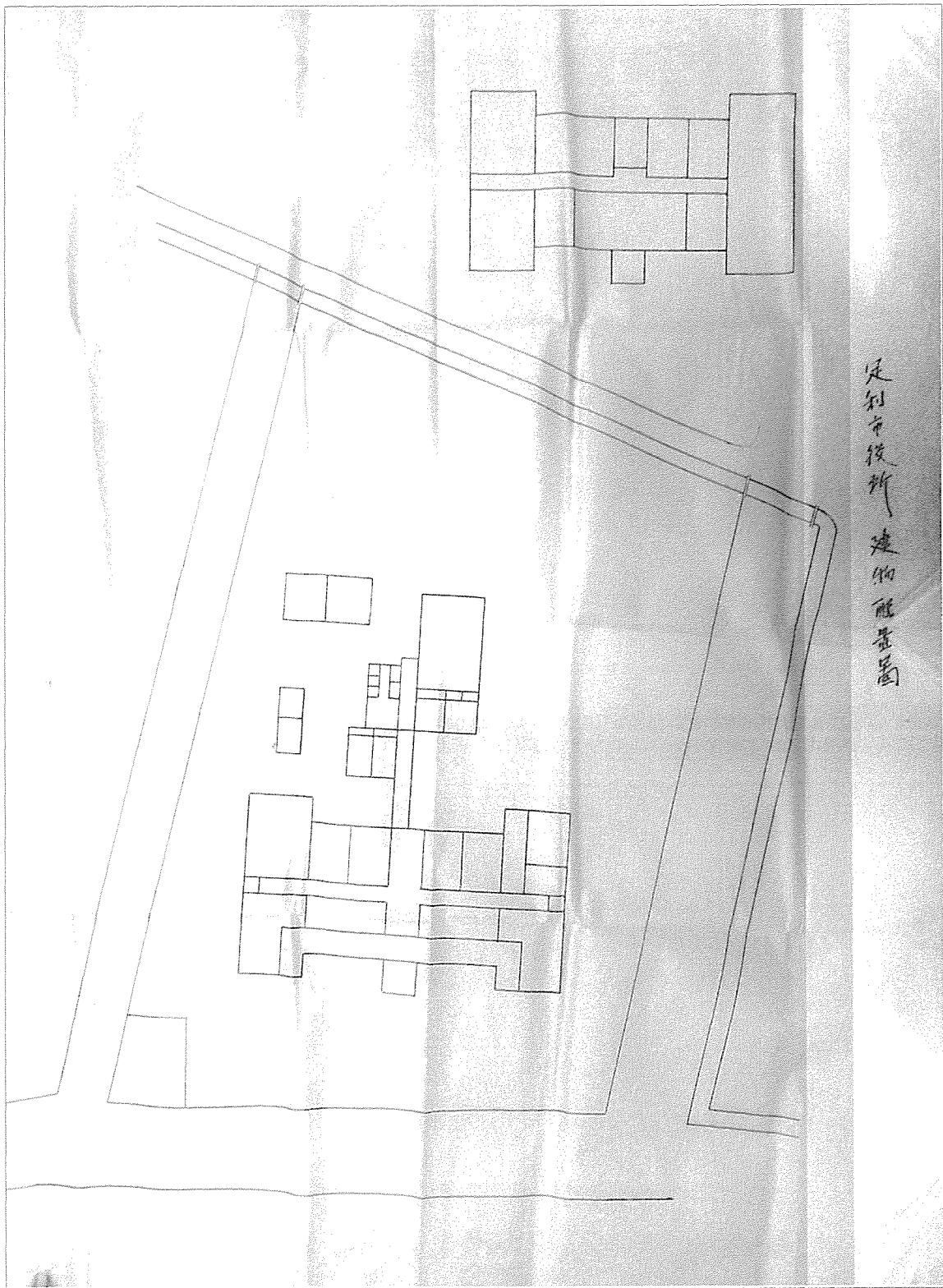
39,280×5.00 = 196.40
196.40 ÷ 365 × 168 = 90.40

利第一〇、三五七號
大正十年九月廿八日

足利市役所

足尾鑛業所
高木信廣

七一(十六)・⑩足利市役所建物配置図



七一(十六) - ⑨足利駅渡シ物件汽車賃等関根負担分内訳

	適要	金額
足利市役所送り 旧鑛業所古材石材共其他汽車賃 足尾積出分		105.00
" 煉瓦汽車賃(8車分)	本山積出分	121.80
" 煉瓦運賃 (山内)	"	27.00
" " 積卸賃	"	28.38
旧鑛業所古材石材共其他汽車賃 足尾積出分		119.70
" ポイラー鉄管取外シ賃		15.75
" 煉瓦積卸賃	本山積出分	2.10
" 旧鑛業所木材石材共其他汽車賃 足尾積出分		10.15
		429.88

七一(十六) - ⑧足利駅渡シ物件汽車賃等負担内訳

鉱業所負担	関根負担	
金額	金額	計
足利市役所送り 旧礦業所、古材、石材、其他汽車賃	932.30	115.15
" 煉瓦汽車賃		121.80
" 梯卸賃及山内運賃	62.70	177.18
" ポイラー鉄管取外シ		15.75
	995.00	429.88
		1,424.88

適要	
古煉瓦汽車賃	121.80
" 運賃	27.00
" 梯卸賃	28.38
" 汽車賃	10.15
" 梯卸賃	2.10
計	¥189.43

↑
内訳別紙ノ通り

七一(十六) - ⑦掛水旧事務所建物処分予決算表

掛水旧事務所建物処分予決算表

十月十七日

(川又口)

	予算	決算	予算ニ対スル決算ノ増減
会計	¥55,000.00	¥54,295.00	減 ¥705.00
関根へ払分	¥18,000.00	¥18,000.00	
橋本へ払分	¥5,300.00	¥5,300.00	
運賃其他	¥1,700.00	¥995.00	減 ¥705.00
鉱業所収入	¥30,000.00	¥30,000.00	

二口計 ¥23,300.00 内
¥23,000.00ハ足利市役所ヨリ
残 ¥300.00ハ当会社ヨリ支拂
フベキモトス

尚亦製鍊課古煉瓦ノ汽車賃ハ(參万□□□)会社ニテ負スベキモノヲ 関根ニ振替ヘラキタ
ルニ依リ其汽車賃 ¥131.95ニ-¥300.00ノ合計金四百參拾壹円九拾五錢也ハ会社ヨリ関根ニ
支払フベキモトス
即チ ¥705.00 - ¥131.95 = ¥573.05ノ剰余ヲ得シモノナリ

大正年月日

品名	法 量	單 位	金 額	要 適
食 常 取 解 ン	四、五	坪	三〇〇	一三九五 食堂解釈ノ釈解シ釈キ其他
全 土 台 石 取 外 シ	五八〇	坪	三〇〇	一三九五 食堂解釈ノ釈解シ釈キ其他
全 取 付 付	五八〇	坪	三〇〇	一三九五 食堂解釈ノ釈解シ釈キ其他
全 運 威	五八〇	坪	三〇〇	一三九五 食堂解釈ノ釈解シ釈キ其他
全 补 足 材	五八〇	坪	三〇〇	一三九五 食堂解釈ノ釈解シ釈キ其他
"				
木 材	一四八	本	十五〇〇	三〇〇〇 "
全 收 解 ン 値 方	四六、五	坪	〇〇〇〇	四五六〇〇 収映シ建万造工作價
全 建 具 修	七〇〇	坪	四五五〇〇	四五六〇〇 収映シ建万造工作價
全 屋 根 葉 ス レ ト	六五	坪	七〇〇	四五五〇〇 収映ス レ ト貯
其 全 雨 止 上 檻 葉 張				
全 刃 鋸	二八	間	四五	一二六〇 製作取付
全 刃 式	三八	貲	一五〇	四八〇〇 床造方用
セ 式	五〇	吧	二五〇	一二五〇〇 ス レ ト床子備作選具尚作用
セ 式	六五〇	吧	一一五〇	六五〇〇 ス レ ト床子備作選具尚作

七一（十六）・⑥大正十年五月四日 鉱業所附屬建家取解シ及建築工

事見積書（稿本豊太郎請負分）

一、本館ノ土台石階段石（合計一八二〇切）ハ取外シ現場据付
土間コンクリート打加算ノ「

一、食堂（平家建）四六坪五合現場建上ヶ渡トシ其放熱器全附
属鉄管及ビ窓掛けハ取外シ汽車積込渡シノ「

一、物置（平家建）九坪。便所（平家建）六坪。ハ全部現場建
上ヶ渡シノ「

一、機関室（平家建）一六坪五合汽罐壹個ハ取解シ汽車積込渡
シノ「

此等ニ要スル地盤下ノ地形及び汽車運賃ハ加算セザル「

本書ハ橋本豊太郎ニ渡シ見積書ヲ提出セシメシモノニシテ提出見積
書ハ金六千六百四拾五円拾錢也ナリシヲ金五千參百円也ニ削減請負
ハセシモノ也

大正 年 月 日

品名	寸法	数量	単位	金額	必要	
					四〇坪	二五〇
二又及溝渠	一式	一〇〇〇	其本館内部新木部ニ及溝渠材料工販	一〇〇〇	諸雜費	一〇〇〇
放熱器其他取外	一式	一〇〇〇	木館内部通路機械及附屬管路等掛取外	一〇〇〇	付所有室内リノリム取外荷造運搬收	一〇〇〇
取りノリム取外	一式	三五〇	付所有室内リノリム取外荷造運搬收	三五〇	付所有室内リノリム取外荷造運搬收	三五〇

大正 年 月 日

品名	寸法	数量	単位	M價	必要	
					一四K	二八〇
雨蓋及立體	木館内部新木部ニ及溝渠材料工販	一九六〇	全溝渠溝渠及材料工販	一九六〇	外部ノキ換	三四〇
雨蓋	四九〇坪	四〇〇	全溝渠溝渠及材料工販	四九〇坪	外部ノキ換	三四〇
雨蓋集建設瓦屋	一式	一〇〇	全溝渠溝渠及モルタル材料工販	一式	雨蓋集建設瓦屋	一式
理土	一式	一〇〇	全溝渠溝渠及モルタル材料工販	一式	下打コト打瓦付	一式
切縫	一式	一〇〇	全溝渠溝渠及モルタル材料工販	一式	打瓦付コト打瓦付	一式
切縫瓦荷造運搬	一式	一〇〇	全溝渠溝渠及モルタル材料工販	一式	打瓦付コト打瓦付	一式
木館内部新木部ニ及溝渠材料工販	四〇坪	一〇〇〇	其本館内部新木部ニ及溝渠材料工販	四〇坪	木館内部新木部ニ及溝渠材料工販	四〇坪

足利市長川島平五郎殿

請負人 関根乙次郎㊞

七一（十六）・⑤大正十年五月五日 鉱業所事務所取解及建設工事見

積書（関根乙次郎請負分）

本館（二階建）三八〇、坪足利市現場建上ゲノ見積書調製ノ「

右ノ内

一、地盤下ノ地形、土台石、及ビ、土間コンクリート打ハ除ク

一、棧葺ハ全部銅板（一平方尺九オンス物使用但シ其價格秋葉
渡シ百斤ニ付金六拾円也）葺ニ替ヘル

一、放熱器、全附属鐵管及ビ窓掛ハ取外シ汽車積ノ「

一、現在ノ「リノリウム」ハ取外シ敷上ゲノ「

此等ニ要スル汽車運賃ハ加算セザルモノトス

本書ハ関根乙次郎ニ渡シテ見積書ヲ提出セシメシモノニシテ提出見
積書ハ金貳万〇五百六拾參円七拾七錢也ナリシヲ削減シテ金壹万八
千円也ニテ請負ハセシ也

一、機關室（平家建一六・五坪）壹棟

壁体……木骨ニシテ外面下見板張内面木舞壁腰羽目板張トス

屋根……切妻造リ亜鉛引平板瓦棒葺トス

一、汽罐

壹箇

一、放熱器

參五箇

一、窓掛

貳拾六枚外日除一式

一、汽罐二附属スル鐵管一式

右五件ハ取解シ足利驛渡シトス

七一（十六）・④大正十年五月三十日 功程日割書

足利市役所建設工事

功程日割書

内譯

一、本館取解

大正拾年五月拾五日 着手

一、附属家取解

全 六月廿日 出来

一、本館土台石取解

全 六月五日 着手

一、附属家土台石取解

全 六月廿五日 出来

一、本館取解

全 六月廿五日 着手

一、本館土台石取解

全 六月廿五日 出来

一、附属家土台石取解

全 六月廿五日 着手

一、石材運搬

全 六月廿日 着手

一、石材運搬

全 六月廿日 着手

一、木材運搬

全 六月廿日 着手

一、木材運搬

全 六月廿日 着手

一、木材運搬

全 六月廿日 着手

一、本館土台石据付

七月拾五日 出来
七月壹日 着手

一、附属家土台石据付

七月拾九日 出来
七月廿日 着手

一、本館建方

六月廿五日 着手
七月貳日 出来

一、附属家建方

八月拾日 出来
七月五日 着手

一、本館造作

七月拾壹日 着手
八月拾貳日 出来

一、附属家造作

九月廿日 着手
七月拾参日 出来

一、本館壁及ペンキ塗

八月廿日 着手
九月廿日 出来

一、本館建具取付

拾月廿日 着手
八月廿日 出来

一、附属家壁及ペンキ塗

八月廿日 着手
九月廿日 出来

一、本館壁及ペンキ塗

八月廿日 着手
九月廿日 出来

一、本館建具取付

拾月廿日 着手
八月廿日 出来

一、附属家建具取付

拾月廿日 着手
八月廿日 着手

右之通リニ相違無之候也

大正拾年五月廿日

栃木縣上都賀郡足尾町貳壹四四番地

請負人 楠本豊太郎 ㊞

栃木縣上都賀郡足尾町貳四六五番地

足利市長 川島平五郎殿
記

一、工事着手ハ大正拾年五月拾五日
一、工事竣工ハ大正拾年拾月廿日 限

漆喰塗仕上ニシテ腰羽目板張リトス
床………便所、廊下及湯呑場ハ「コンクリート」叩キニシ
テ他ハ木造トス

一、物置（平家建九坪）壱棟
屋根………方形造リニシテ天然「スレート」葺キトス

壁体………外面下見板張リ内面羽目板張リトス

屋根………切妻造リ本館中央部古鐵板ニテ葺替ヘ仕上リトス
一、便所（平家建六坪）壱棟

壁体………外面下見板張三内面羽目板張リトス
屋根………切妻造リ亜鉛引平板瓦棒葺トス

一、リーリウム在来ノモノヲ取解シテ敷込ム事

一、外開木部見工掛リ。ベンキ塗替仕上ノ事

一、本館及附屬家共軒樋堅樋ノ腐朽セシモノハ元形ノ儘修繕取付ノ事

一、各建物ノ取毀中破損セシ材料及腐朽セシ材料ニシテ使用ニ耐エザルモノハ直チニ新材ト取替施工出来ノ事

一、窓及出入口ノ附替其他ノ模様替ニシテ特別ノ費用ヲ要セザルモノハ係員指示ニ従ヒ施工致ス事

一、本館及附屬家ノ内外木摺漆喰塗ハ在来ノ儘ニシテト芋千鳥六寸間ニ打付充分摺込ミ塗仕上ノ事

一、建築工事中ハ請負人若シクハ適當ノ代人ヲ以テ工事ノ監査ヲナス事

一、右記載ノ外工事施工上缺ク可カラザル箇所ハ當市役所ノ監督係員ノ指示ニ従ヒ施工出来ノ事

右四棟計四一・五延坪ノ建家ヲ原形ノ儘足利市敷地ニ建築スベキモノトス

七一（十六）・③足尾舊事務所外五廉移轉及建築工事請負概要
足尾舊事務所外五廉移轉及建築工事請負概要
一、請負金額 金貳萬參千圓也
事業概要左ノ如シ
一、本館（二階建三八〇延坪其内譯階下一八八坪階上塔家共一九二坪）
軒高………地盤ヨリ軒樋上ハマテ三二尺二寸
土台石………外廻リ（高サ三尺）及階段石ハ在来ノ儘モルタル
調合一、三、ノ割合ニテ充分注キトロ致シ積上ノ事、
壁体………木骨ニシテ外面下部ハ下見板張上部ハ漆喰塗リ仕上内面ハ漆喰塗仕上ニシテ腰羽目板張リトス
床………玄關ハセメントコンクリート叩キタイル張リ付他ハ階上階下共木造トス
屋根………「マンサードルーフ」ニシテ中央部ハ銅板瓦棒葺他ノ大部分ハ「天然スレート」葺一部ハ亜鉛引鐵板平葺トス
一、食堂（平家建四六坪五合）壹棟
土台石外廻リ（高サ三尺）及階段石ハ在来ノマハニ「モルタル」調合一、三ノ割ニテ充分注トロ致シ積上ノ事
壁体………木骨外面下部ハ下見板張上部ハ漆喰塗仕上内面ハ

七一（十六）足利市役所建築關係書類 ①足尾旧事務所移転建築物概要

足尾旧事務所移転建築物概要

一、本館（二階建三八〇、延坪其内譯階下一八八、坪。階上一九二、坪）

軒高……地盤ヨリ軒樋上バマテ三三二尺二寸

土台石……外廻り土台石（高サ三尺）及階段石ハ花崗石小叩

仕上トス

壁体……木骨ニシテ外面下部ハ下見板張上部ハ漆喰塗リ仕

上内面ハ漆喰塗仕上ニシテ腰羽目板張リトス

床……玄関ハ「コンクリート」叩キ「タイル」張リ付他

ハ階上階下共木造トス

屋根……「マンサードルーフ」ニシテ中央部ハ銅板瓦棒葺

他ノ大部分ハ「天然スレート」葺一部ハ亜鉛引鉄

板平葺トス

一、食堂（平家建四六坪五合）壹棟

土台石……外廻り土台石（高サ三尺）及階段石ハ花崗石小叩

仕上トス

壁体……木骨外面下部ハ下見板張上部ハ漆喰塗仕上内面ハ

漆喰塗仕上ニシテ腰羽目板張リトス

床……便所、廊下及湯呑場ハ「コンクリート」叩キニシ

テ他ハ木造トス

屋根……方形造リニシテ天然「スレート」葺キトス

一、物置（平家建九坪）壹棟

壁体……外面下見板張リ内面羽目板張リトス

屋根……切妻造リ薄小羽葺仕上リトス

一、便所（平家建六坪）壹棟

壁体……外面下見板張リ内面羽目板張リトス
屋根……切妻造リ亜鉛引平板瓦棒葺トス

一、リノリウム……在来ノモノヲ取解シテ敷込ム

右四棟計四四一、延坪五合ノ建家ヲ原形ノママ足利市敷地ニ建築
スペキモノトス

一、機関室（平家建一六坪五合）壹棟

壁体……木骨ニシテ外面下見板張内面土壁腰羽目板張リトス
屋根……切妻造リ亜鉛引平板瓦棒葺トス

一、汽罐……壹個

一、放熱器……三五個

一、窓掛……全部

右四件ハ取解シ足利驛渡シトス

七一（十六）-②大正十年五月十五日 請書

請書

本年四月廿八日附御市ト古河鑛業株式會社トノ間ニ成立致シ候足尾町所在古河鑛業所舊事務二階建外五廉賣買御契約書附屬覺書明細書ノ趣旨ニ遵ヒ卿意義申間敷別記ノ通り移轉建築工事ヲ為スペク仍テ請書差出候也

大正拾年五月拾五日 栃木縣上都賀郡足尾町二、四六五番地

請負人 關根 乙次郎

栃木縣上都賀郡足尾町二、四四番地

請負人 橋本 豊太郎

七一(十五)足尾鉱業事務所新設に係る決算書

明治41年中計

科目	明治40年1.季	明治40年下季	明治42年1.季	明治42年下季	明治43年1.季	明治43年下季	明治44年1.季	合計
鉱業事務所新設	16,981.93	21,041.82	497.86	23.25	16,524.62	13,736.32	12,253.93	81,062.73
地形	14,658.14							14,658.14
示談金	1,852.21							1,852.21
手数料	35.61							35.61
登録税	185.67							185.67
雜費	50.27							50.27
切取盛上			108.55			195.22	153.58	457.35
石垣			218.42			145.92		393.64
溝村						143.80		143.80
地形	200.00		2,770.50			412.00	1,032.24	3,104.81
建家						11,880.00	4,547.73	15,622.27
造作						200.00	2,793.23	3,030.22
食臺		1,153.55				2,971.87	432.57	
書類印		4,996.09						4,996.09
水煙事務所								-
門檻								2,175.24
電灯引込		1,000.00				1,782.81	392.13	
電話引込						162.95	427.05	1,550.00
用水引込						180.00		180.00
作事場仮設			244.22	485.72	28.25	246.13	149.33	149.33
足場仮設						136.10		999.32
旅費						158.13		294.53
雜給								-
備品								
消耗品			74.71			61.64	64.57	318.99
設備監督	3.00	510.97	12.14			8.40	15.20	2,812.11
蒸汽室						33.47	43.05	2,885.71
外便所								151.23
暖房装置								1,418.45
小屋收解								1,633.66
汽管								2,507.36
放熱器								2,575.40
窓掛								681.00
附棚								35.00
玉突台								375.00

<注>

- 1)この表は「旧鉱業所売買関係」の範囲に纏められた表を基に作成したものである。
 2)太子斜体部分については、内訳と合計数値が一致しなかつたため、『明治四十三年下季決算書』(古河機械金属株式会社足尾非業所所蔵)を確認し、正しい数値に訂正した。

大正十年四月二十九日

足尾經理課長

本店庶務課長殿

七一(十四)大正十年五月三日 貴所建物當市二買約ノ件

利第五〇三二号

大正十年五月三日

足利市長川島平五郎

高木信廣殿

先般貴所建物當市二買約ノ件ニ就テハ種々御配慮ニ依リ円満契約成立ニ至リタル段御同様満足ノ次第ト存居候右実行方法ニ関シ客月三十日付御申越ノ件ハ左記ノ通御承知相成度此段及御回答候也

一、建物買價手付金壹万五千円ハ保険契約継続証及請負請書到着次第御送金可致

一、請負人トノ契約ノ件ハ御示シノ通ニテ差支無之ニ付請書ハ至急御送付方御取計相成度候

但工事着手期限ハ基礎工事ノ都合ヲ有之當方建始メ七月一日ヨリヲ希望致候

以上

追テ物件引渡ノ日ヲ起算點トシ既済保険料ノ日割償還ノ取極ニ付等可然御願申上候
為念申添

保険價格調書

名称	計金	保險金額
事務所	三四、九二〇	〇〇
食堂	二、七九〇	〇〇
物置	八一〇	〇〇
掛水ボイラ	八一〇	〇〇
一室及備品	七六〇	〇〇
三九、二八〇	七六〇	〇〇

覺書

古河鑛業株式會社（甲）足利市長（乙）ハ大正拾年四月貳拾八日付
ニ階建壹棟外五廉物件賣買契約第一條及第二條ニ定メタル事項ニ關
シ左記ノ通相互ニ諒解ヲ有ス

記

第一條中「現在々形」トハ引渡ノ時ニ於ケル在形ナリ而シテ甲ハ
當初本物件建設ニ從事シタル請負人ヲ乙ニ紹介シ請負代金貳萬參
千円ヲ以テ工事ヲ引受ケシメ物件ノ搬出及建設ニ關シ最善ノ注意
ヲ為スヘキ肯ヲ交渉シ且之力保證ノ責ニ任ス

右覺書仍テ如件

大正拾年四月貳拾八日

古河鑛業株式會社

取締役古河虎之助代理人

古河鑛業株式會社足尾鑛業所長

杉本五十鈴復代理人

高木信廣印

足利市長

川島平五郎印

附属明細書

目的物件細目及賣渡或ハ移轉建築ニ對スル請負事業範圍

本館（二階建）

参百八拾延坪

食堂（平家建）

四拾六坪五合

便所（平家建）

六坪

物置（平家建）

九坪

土臺石階段石

貳千四百切

機関室（平家建）

拾六坪五合

汽罐

壹個

放熱器

參拾五個

在來ノリノリーム

窓掛

全部

一、本館、食堂、便所、物置ノ四棟合計四百四拾壹延坪五合ノ建家

ハ原形マ、足利市敷地ニ建築スヘキモノトス

但外部ノヘンキ塗替ノコト

一、本館屋根棧葺ノ部分ハ銅板（目方壹平方尺九オンス物）ニ葺替

フルモノトス

一、其他ノ模様替ハ本金額外ナルモ特ニ費用ヲ増加セサル限度ニ於

テ乙ハ施工ヲ指定シ得

一、機関室、放熱器、汽罐、窓掛等ハ足利驛渡シトス

一、右ノ外敷石ハ全部無償交付ノコト

以上

古河鑛業株式會社

取締役古河虎之助代理人

古河鑛業株式會社足尾鑛業所長

杉本五十鈴復代理人

高木信廣印

足利市長

川島平五郎印

七一（十三）大正十年四月二十九日 火災保險目的物所有權移転ノ件

足庶十年第二四九號

範囲トノ見地ヨリ居形ノ保賣拂ヲ希望致居候處先方ノ事情ハ引渡ヲ受ケタル後請負ニ付スルニ当リ請負者ノ選定其他ニ於テ特ニ困難ナル事情ヲ伴フニヨリ結局當所ノ手ニ依リ移転及建替ヲ為シタル後、置変フクルコトヲ以テ殆ト絶対ノ要件トナスノ状態ニ有之候勿論事務締結ノ場合ハ極力当初ノ方針ニテ折衝ヲ重ヌヘキ所存ニハ候ヘ共此方ノ事情ニ因リテ或ハ目的ヲ達シ移サル虞有之候若シ遂ニ之ニ至ラハ便宜ノ所置トシテ變則乍ラ此点ニ付テハ先方ノ希望ニ応スルノ外ナキコト、相成ルヘク候尚右ノ場合火災保険ノ件ハ建物移転トシテ取扱フコト、シ從テ遲滞ナク保険者ニ申出テ其承認ヲ求ムル事ノ必要ヲ生スヘキニ付其際ハ適當ノ時期ニ於テ保険者ニ御交渉等可然御配慮仰キ度候

以上

七一(十二)大正十年四月二十八日 契約書

契約書

古河鑛業株式會社ヲ甲トシ足利市長ヲ乙トシ左ノ通契約ス

第一條 甲ハ其所有ニ係ル栃木縣足尾町所在末尾表示ノ物件ヲ現在

々形ノ併ニテ乙ニ賣渡スモノトス

第二條 賣渡代價ハ金參萬貳阡円トシ乙ハ本物件引渡ヲ受クルト同

時ニ手付金壹萬五阡円ヲ甲ニ支拂ヒ残金ハ請負人ニ於テ建設完了ノ上乙ニ引渡シタル時支拂フモノトス

但残金支拂延滞シタルトキハ該金額ニ対シ年五分ノ利子ヲ付ス

第三條 本物件引渡ハ本契約成立ノ日ヨリ十日以内ニ於テ乙ノ擇擇

ニ依リ其時日ヲ決定ス

第四條 本物件ニ關シ甲カ火災保険契約ニ依リ有スル権利ハ保険者

ノ裏書承認ヲ條件トシ引渡ノ日ニ於テ乙ニ移轉ス

右保険契約存續期間中ノ保険料ハ乙ハ甲ニ對シ日割ヲ以テ償還ス

ルコトヲ要ス

右之通契約締結ノ證トシテ本證書ニ通ヲ作成シ當事者各一通ヲ領收シ置クモノ也

大正拾年四月貳拾八日

古河鑛業株式會社

取締役古河虎之助代理人

古河鑛業株式會社足尾鑛業所長

杉本五十鈴復代理人

高木信廣印

足利市長

川島平五郎印

記

栃木縣上都賀郡足尾町貳貳八壱番地内

一、二階建老棟（足尾鑛業所 舊事務所）此建坪參八〇、延坪〇

一、平家建 老棟（同 舊食堂）此建坪四六坪五

一、平家建 老棟（同 舊物置）此建坪 九、坪〇

一、平家建 老棟（同 舊便所）此建坪 六、坪〇

一、土臺石階段石 此數量貳千四百切

一、附屬汽罐及放熱器並ニ其機關室

以上 六廉

御盡力下され有難く御礼申上候。貴兄よりの御書面に接し察足參上致すべく候も、種々多用の為明後十八日午前七時五十分桐生発にて参上すべく候へば、貴兄御都合致置き下され度一重ニ希願候。詳細ハ拝顔の上萬々御嘆申上候。早々

四月十六日

櫛渕勇次郎

佐竹房夫殿

に於て御契約締結之事に取計へ申置き候三付、同日午前八時二十分足尾発汽車にて拙宅へ御來訪被下度御待申上候。直チに足利へ御同伴申上ぐる事に万事手配仕候間、萬障御差繰り御都合之上御実行願上候。敬具

四月廿三日

桐生市

櫛渕勇次郎

佐竹房夫様

七一(十)大正十年四月二十三日 櫛渕勇次郎より佐竹房夫宛書簡

(封筒表)

「足尾町掛水御役宅

佐竹房夫様 23/4

待史 桐生四八六号

(消印) 桐生 10・4・23 前8-12

(封筒裏)

桐生市

「 櫛渕勇次郎

四月廿三日

(消印) 柄木・足尾 10・4・23 后6・9

謹啓、益々御清祥之段奉賀候。扱て過日御伺ひ申候節ハ、格別之御厚配に預り誠に忝なく御礼申上候。其際御證事致し候通り、作廿二日足利へ出頭全日午后臨時会を召集せられ、席上に於て貴下の御懇篤なる思召之次第小生より發表致し候処、市會議員諸氏満場一致、貴下の御同情に対し感謝の意を表すると同時に、御意見之通り決定仕り候間、御承引被下度候。就ては来る廿六日午后一時足利市役所

報候也

記

当所事件ニ対シ当所ハ主トシテ危険負担ノ輕減ト厳正ナル事業上ノ

七一(十一)大正十年四月二十三日 掛水事務所外五廉壳却ノ件

大正十年四月二十三日

足尾鉱業所長

本店

計理部長 殿

總務部長 殿

掛水事務所外五廉壳却ノ件

拝啓右件ニ付テハ豫テ御打合申上置候次第モ御座候處爾後足利市側

ノ代表者ト數次折衝ノ結果事件ハ殆ド決定ニ近キ程度ニ進捗仕候モノ
唯先方ノ事情等ヲ□合ニルニ當所ノ予定シタル形式ニ於テ契約ヲ締結スルニ困難ナル事情モ有之結局左記ノ趣旨ニ於テ結着ヲ見ルニ至ルヤモ計ラレサル事情ニアルコトヲ予メ御諒承ヲ仰キ度一応及御申報候也

七一(七) 大正十年四月六日

櫛渕勇次郎より佐竹房夫宛書簡

(封筒表)

「足尾町掛水御役宅

佐竹房夫様

6 / 4

親展

(消印) 桐生 10・4・6 前9—12

「四月六日

緘 桐生市

両毛織物新聞社

櫛渕勇次郎拝

拝啓、前文御免下され度候。就ハ小生帰宅後駆速足利市ニ参り市参考会を開催し、御貴兄の御懇説を渡なく足利有志に嘶せし處、非常な喜び致し候。貴兄と取替せし書類の通りにて御壊渡を願うべき處に候も、何分新市の事とて余算なき足利の事なれば、私の申上し金額にて御壊渡しの程一重願上候。今回事む所壊渡しの件は、御貴兄の御盡力ニ依り如何氏の相成べく御推察致し候へば、足利市御後援の意味を以て御壊渡の程希願奉候。詳細ハ來十一日參上の節萬々申上候。

四月六日

桐生市

櫛渕勇次郎

佐竹課長様

七一(八) 大正十年四月十四日 建家売買の件

拝啓 益々彌々御清福奉大賀候先日來貴方と御交渉を重ね居り候建家売買の件に付過日当所より一時御延引方御願申上置候へ共只今は御都合次第何時にても御来駕被下候ても差支御座なく候間右様御承引被成下度御願申上候右御通報傍申上度詳細は拝光の上に譲り申しあ

候

敬具

大正十年四月十四日

足尾鑄業所

佐竹 房夫

櫛渕勇次郎 殿

櫛渕勇次郎 殿

(14)

七一(九) 大正十年四月十六日 櫛渕勇次郎より佐竹房夫宛書簡

(封筒表)

「足尾町掛水御役宅

佐竹房夫殿

16 / 4

親展

(消印) 「 」 10・4・16 前9—12

(封筒裏)

「四月十六日

緘 桐生市末廣町

櫛渕勇次郎拝

拝啓、御貴下益々御精榮之段賀し奉候。さ「て」足利の件ニ付種々

名 称	数 量	建上り金額
本館 食堂 物置 便所	三五 六 坪	
土台石階段石	六 九 ・ ○	
右合計金	二、四〇〇・〇	
地形事ハ本金額外トス	五九、二二〇・〇〇	
一十五・〇坪	九二二〇・〇〇	
放熱器 機関室 汽罐	七五〇・〇〇 円	
足利駿渡シ	四、五〇〇・〇〇	
名 称	数 量	

右金額ニテ原形ノ通り建築スペキ□ニシテソノ模様替及ビ地盤下ノ

名 称	品	数 量	建上り金額
屋根平葺 及□□	銅 平方尺九才ンス	四五・〇	六七五円・〇〇
屋根棧葺 雨 樋	"	五六・〇	
拾オヌス	一五〇間・〇	一、二三三円・〇〇	

記

一、正式契約ハ足利市長ト礦業所代表員足利市役所ニ於テ取結ブ事

一、壳渡価格ハ足利市建上ケ金五万五千円也ト其シテ建設請負者ヲ

足尾礦業事務所ニ於テ關係スルコト

(本館屋根棧葺部ヲ銅板葺ニ改ムル事)

一、壳渡物件ノ内窓ハ本年四月四日ノ覚書ノ通り

右 大正十年四月廿壹日 足尾鉱業所

経理課長 佐竹房夫(印)

七一（五）大正十年四月三日 建家賣買之件

足庶十年第一九八号

大正十年四月三日

足尾鑛業所長

足利市長殿

建家賣買之件

客付三十一日附貴翰拝誦仕候恰モ行違ニ同日附拙書御覽被下候御事
ト奉存候前便中相當御吏員ヲ以テ本件御協議ノ衝ニ當ラル、様御願
申上候處右ハ事件ノ行違ヲ慮リ且御約束取極等ニ付考慮仕リタル結
果ニ有之候前便ヲ以テ御希望ニ有之候ハド御相談可仕旨申上候ハ他
ナラヌ御市ヨリノ御話ニ有之候ヘハ之ヲ進行候事可然トノ議ニ一決
致候次第ニ御座候へハ當方存念ノ處御諒解承願置候尤モ貴方ノ御都
合ヲ以テ一切ヲ他人ニ御依託被下候共目的ガ貴廳舍ト為ラル、ニ於
テハ別段異存無之從テ當方ハ其仁ヲ御市代理者ト心得候ト可致以上
ハ電話貴意ヲ得度試ミ候モ通話不致不敢書中如斯ニ御座候 敬具

（八）全 物置
（二）全 便所
（ホ）右 土臺石
（ヘ）附属汽罐及放熱器並ニ其建家
二、売買代金
（1）条項（イ）（ロ）（ハ）（ニ）（ホ）ヲ併セテ
足利市御希望價ハ（全市建上リ）平坪ニツキ金壱百武
拾五円也
当所見積ハ右全断金百四拾円也
右双方前金ニツキテハ鑛業所内部ニ於テ未タ價格ニツ
キ詳細ノ詰合ヲ了シ居ラザルヲ以テ改メテ鑛業所ヨリ
意見ヲ申出ス事

（2）条項ノ内（ヘ）ノ價格ハ添付書ノ通りナレ共之レヲ足
利駅渡シ金參千円也ト見積ル（鑛業所ノ見積也）
三、其他□□上ニツイテハ必要ナル細目ハ本契約ニ於テ之レヲ定
ムル事

右御相談致シ候為念如件

七一（六）大正十年四月四日 當山事務所ヲ足利市役所ニ御買受ケ御

希望之件

大正十年四月四日

櫛渕勇次郎氏ヲ足利市ノ代表トシ當山事務所ヲ足利市役所ニ御買受
ケ御希望ニツキ左記大綱御打合ハセラナシタリ

左記

一、御買受御希望ニ應ズル物件ハ

（イ）事務所

本館

（ロ）附属

食堂

足利市代

櫛渕勇次郎殿

足尾鑛業所
經理課々長 佐竹房夫

(封筒表)

「足尾町古河鑛業株式会社

足尾鑛業所長

杉本五十鈴殿

(消印) 足利 10・3・31 后 3・6」

(封筒裏)

契章 足利市長臨時代理 川島平五郎

」

當市も只今市役所建築の議進行中の折から至極□當の事と存じ、市長議長參事會員等早速貴所へ御伺ひ、武田川又両氏の面接委曲内容を拝聴仕り候。就てハ貴鑛業所譲渡しの件果して事實に候はゞ、當方に於ても協議を進め可申と存候間、貴臺之御意見拝承致し度候に就てハ、其節同伴致し候。今回之盡力者両毛織物新聞社長櫛渕勇次郎氏に一切委任致し候間、同氏迄否や御渉し被下度此段得貴意候。

敬具

大正十年三月三十一日

足利市役所にて

川島平五郎
荻野萬太郎
初山唯四郎

足尾鑛業所長
杉本五十鈴殿

七一(三) 大正十年三月三十一日 當所長杉本五十鈴宛御照会之件

足庶十年第一九一號

拝復 三十日附當所長杉本五十鈴宛御芳書正ニ拝見致候色々御心添
被成下候御照會之件ニ付テハ豫テ足利市長御一行ヨリ御問合有之候
儀ニ有之候間當方存念ノ處直接先様へ申進置候間可然御諒承被下度
此段得貴意候也

大正十年三月三十一日

櫛渕勇次郎 殿

足尾銅山經理課

七一(四) 大正十年三月三十一日 建家賣買之件

足庶十年第一九二號

大正十年三月三十一日

足利市長殿

建家賣買之件

拝啓 春暖之候愈御清榮ノ段奉大賀候陳者先日御来山ノ折御話有之
候當山掛水事務所御買受御希望之件ニ關シ價格其他ニ付キ尚ホ御協
議致シ度ク候條御都合宜シクハ相當ノ仁御遣シ被下ルカ又ハ當山ヨ
リ出向キテ御協議可申上乎何レトモ御返事被成下度奉願上候尚ホ本
件交渉御進行ノ御方針トモ相成ハゞ貴市御係ノ内ヨリ相當ノ代表者
御一定被下候事ニ願度候先ハ御照會旁々得貴意候也

【史料六】大正九年八月十四日 鐵業事務所移轉届

足庶九年第五三六號

鐵業事務所移轉届

「三十日

桐生市

鎖 櫛渕勇次郎拝

大正九年八月一六日ヨリ鐵業事務所ヲ左記ノ番地ニ移轉可致ク候條此段及御届候也

左記

一、現在地 栃木縣上都賀郡足尾町貳千貳百八拾壹番地（掛水）

一、移轉先 同 縣同 郡同 町五千五百八拾八番地（通洞）

大正九年八月十四日

足尾鐵業所長 団

栃木縣知事

平塚廣義 殿

（管理委任文書簿冊『大正9年永年保存勧業門保安林』 栃木県立文書館所蔵）

謹復、春暖之候に相成貴益々名聲は囁々御聲致し候も、今駄拝顔の榮を得ず候処、定めし御當所事業界は不振の為、御多用中の事と御推察申上候。就是誠に恐縮乍御願上候件は、足利有志之依願により先日小生足利市長市會議員□參事員外有志と共に來銅し、貴鐵業事務所を攘渡の件を武田氏川又氏に詳細なる筋書残置き候間、何分御兄の手に依り鐵業所事む所を攘渡に御盡力相成度、御貴兄を尊重し伏して希願奉り候。小生も微力乍足利市の為盡瘁致すべく、市役所設立の事なれば、足利有志の希望を入れ足尾と關係深き足利の事なれば、重々酌料相成りて攘渡し下され度小生に御疑惑なく御一報下されば、小生參上し懇と御拝顔上御相談致すべく候。先は粗筆を以て御願奉候。拝「」

三十日

足利産業新聞

國兩毛織物新聞社長

足利有志代表

櫛渕勇次郎印

（封筒表）

「足尾町足尾鐵業所長

杉本五十鈴殿

必親展

（消印）「 」・3・29 □・9

（封筒裏）

七一(一) 大正十年三月三十日 櫛渕勇次郎より杉本五十鈴宛書簡

川島平五郎より杉本五十鈴宛書

【史料七】簿冊『旧鉱業所売買關係』（抜粹）

七一(一) 大正十年三月三十日 櫛渕勇次郎より杉本五十鈴宛書簡

（封筒表）

「足尾町足尾鐵業所長

杉本五十鈴殿

必親展

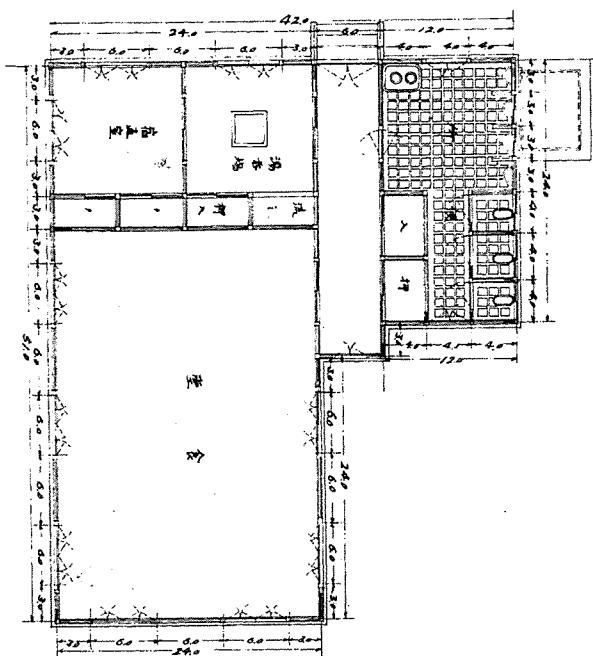
（消印）「 」・3・29 □・9

（封筒裏）

七一(二) 大正十年三月三十一日 川島平五郎より杉本五十鈴宛書

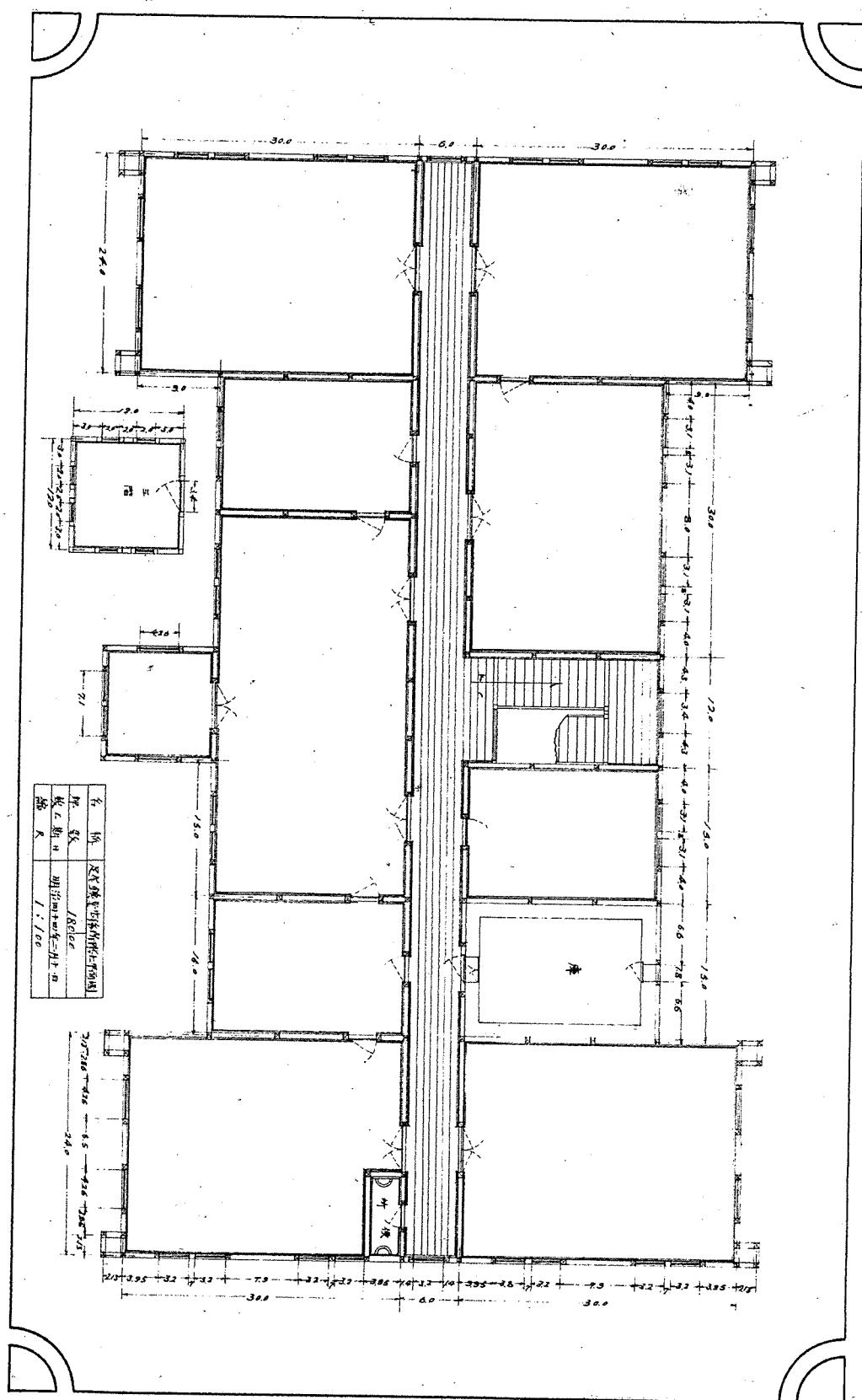
簡

五一(三) 明治四十四年二月十一日 足尾礦業事務所附屬食堂平面図



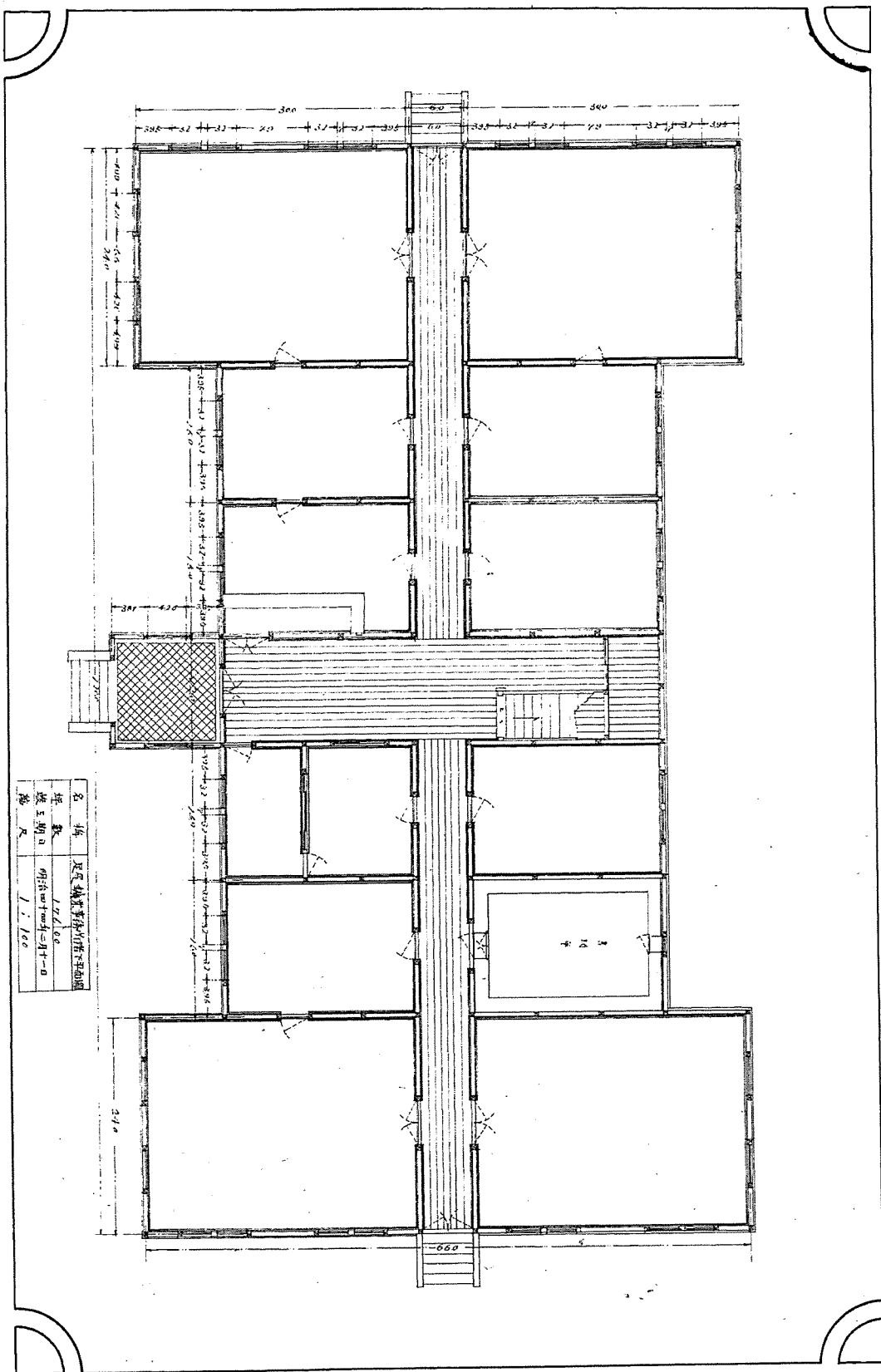
名稱	足尾鉱業事務所附屬食堂
坪数	46.5
面積	479.44m ²
尺	1/100

五一(二) 明治四十四年二月十一日 足尾礦業事務所階上平面図



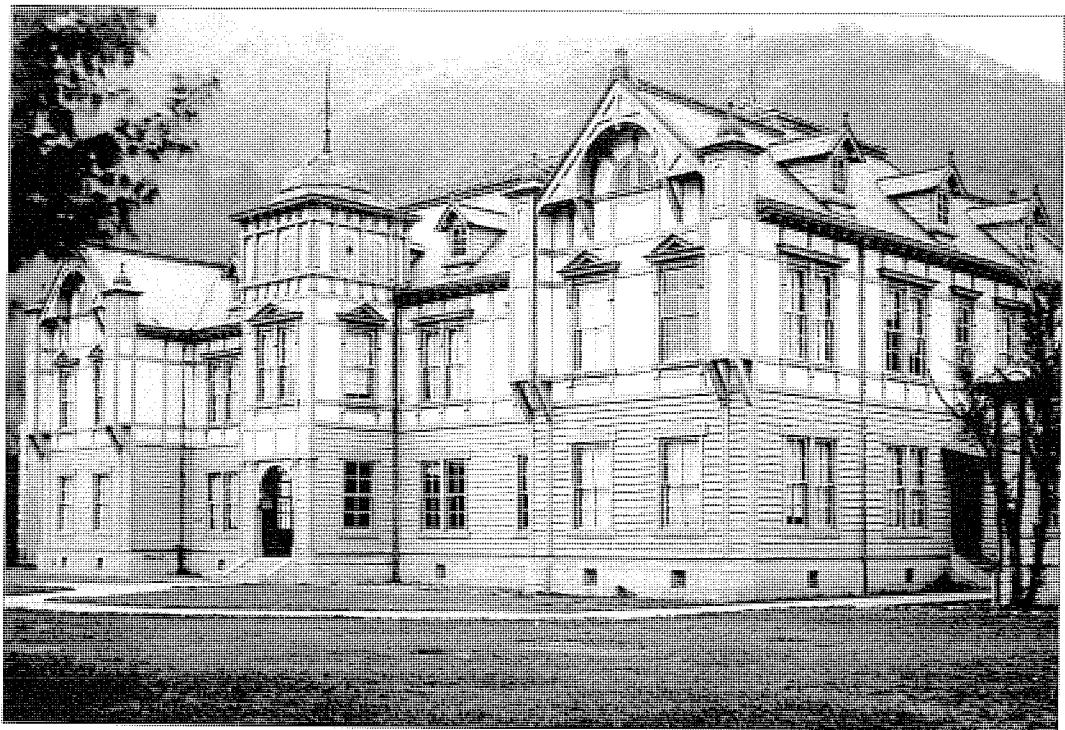
【史料五】『足尾鉱業事務所関係平図面』注)掲載にあたり、白黒反転処理を行った。

五一(一) 明治四十四年二月十一日 足尾礦業事務所階下平面図



四一(三) 足尾鑄業事務所本館【解体直前頃(大正十年五月)】

古河機械金属株式会社足尾事業所所蔵





【収蔵印】『足尾鉱業事務所写真』

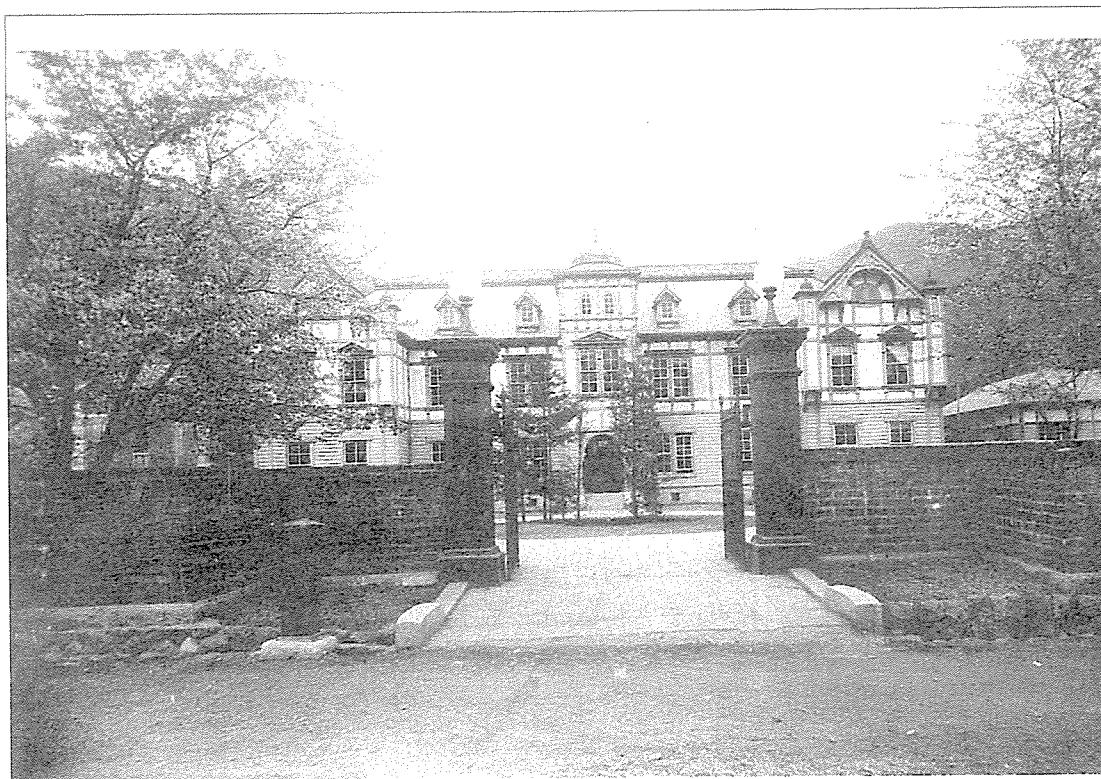
図一(1) The Office of Ashio Copper Mines 足尾銅山事務所

【建物竣工頃(明治四十四年) 古河鑛業會社寫真】 古河

機械金属株式会社足尾事業所所蔵

図一(1) The Furukawa Main Office Ashio 足尾銅山古河鑛業所

【建物正面外観撮影(大正期頃) 総葉書】 古光市所蔵



The Furukawa Main Office Ashio.

足尾銅山古河鑛業所

三一(四)五月十三日(金)主任會議 新事務所ニ閑スル件

一新築事務所ニ閑スル件

新築事務所ノ門柱ニ付テハ前回日光ノ安山岩ノ見本ヲ高橋氏ヨリ呈出シタリ二尺角十二
シタルカ稻荷川ノ安山岩ノ見本ヲ高橋氏ヨリ呈出シタリ二尺角十二
尺ノモノニテ七百円位運賃ハ非常ニ多額ヲ要スルカ故ニ否決 今度
ハ色々協議ノ上銅柱ハ如何トノ説出テタリ費用ハ安山岩ト花崗岩ヨ
リハ多額ヲ要スヘシト雖モ當所ノ產出ノ銅ヲ以テ当所ニ於テ鑄造ス
ルナラバ多少ノ費用ヲ多々要スルモ可ナラントノ議ニ決セリ
猶事務所室内外ノ壁其他ノ色ニ就テ種々協議スル所アリタリ

一新築事務所ニ閑スル件

新築事務所ノ便所ハ洋式ナルヲ以テ之ノミニテハ不便ナルヘシトノ
説アリ日本式ノモノヲモ設クルコトニ決セリ

暖房装置ニ閑シテハ牧商會ノ蒸氣暖房装置見積ニヨレハ五千円位ナ
リ之ヲ三井ニ設計セシメタルニ七千五百円位ナリ之ニ機関室等(約
二千円)ノ費用ヲ加フレハ壹万円近クノ金高トナル成リ可クハ全体
ニテ七千円位ニテ作リタシトノ所長ノ希望ニヨリ更ニ高田商會及大
倉組ヲシテ見積ラシムルコトヽセリ

(古河機械金属株式会社足尾事業所所藏)

三一(五)五月二十四日(火)主任會議 門柱ニ閑スル件

一門柱ニ閑スル件

事務所ノ門柱ハ鑄銅柱トスルコト原料ハ約二千貫門柱ノ左右ニ古河
鑄業會社及足尾鑄業所ト表ハスコトニ決定

三一(六)六月七日(火)主任會議 事務所暖房器ノ件

一事務所暖房器ニ付テハ電氣暖房器ハ試験トシテ一個若クハ二個備
付クルコト全体ニ就テハ猶蒸氣暖房器ヲモ取調ブルコト

三一(七)七月二十九日(金)主任會議 新築事務所ニ閑スル件

三一(一)十二月七日(火)課長會議 臨時費支出額ノ件

〔前略〕

所長 当季(四十二年下季)決算概況ヲ見ルニ豫定以上尚未参万余円ノ餘剰アル見込ナルヲ以テ曩キニ剩餘金内ヨリ支出認可ヲ得シ臨時費支出額ヲ左ノ如ク改訂シ増額ノ認可ヲ得シ

壹万五千円
解雇鑛夫給与金

二万円
事務所建設費

九千円
日光停車場

二万円
醫局改築費

一万五千円
特別採鑛費

合計七万九千円

佐々木 事務所カ醫局カ二者其一ヲ工作課ニ他ヲ建築業者ニ請負ハシテハ如何從來妨害ハ工作ヨリ起レルカ如ク聞キタリ
建築業者ヨリ見積書ヲ徵スルモ初ヨリ請負ハシムル意志ナキヲ知ラハ無責任ナル見積書ヲ呈出スル恐ナキ力

所長 請負トスレハ明細書ハ出スマジ且材料ト工賃トノ関係モアレハ工作課ト比較スルヲ得ス工賃ハ知リ得ベキモ工数ハ得ナイ 尚問題トシテ考へ置ク「トセシ

三一(二)十二月十日(金)課長會議 醫局及事務所改築ニ関スル件

一醫局及事務所改築ニ関スル件
佐々木 醫局ノ改築ハ如何ニスヘキ力

所長 末々期ニゼン貳万五千円位ヲ要スヘシ

鈴木 改築ニ着手スル以上末々期ヲ俟タス急速ニ竣工セシムル方可ナラスヤ

所長 竣工ヲ急クヨリハ一期位後レテモ費用ヲ十分ニシ立派ナ物ヲ作ル方可ナラン 尚事務所ノ方モ遠カラス改築ニ着手スヘシ就テハ工作課ノ努力ニ俟タサルベカラス

一度位ハ工作課ニ注文セス他ニ請負ハシテハ如何

所長 可ナルカ如シ然シ 土地ノ者ヨリ妨害ヲナスノ恐アリ或ハ建築會社ニ依頼シテ標準見積書ノ如キモノヲ作成セシムルモ

三一(三)②新事務所ニ用井ントスル電氣暖房機ノ件

関スル件

一新築事務所上棟式ニ関スル件

二十九日新築事務所ノ上棟式ヲ挙ケタシ費用ハ八十円位新築費雜目ノ中ヨリ支出シタシトノ高橋課長ノ希望ニ對シ今回限り特ニ上棟式ヲ奉クルモ可ナルヘシトテ認可セラレタリ

一新事務所ニ用井ントスル電氣暖房機ニ付テハ蒸氣暖房機トノ數字的比較研究ヲナスコト、シ其上ニテ決定スルコト、ナレリ、同門柱ニ付テハ此附近ノ花崗岩ハ質粗悪ナレハ大谷川ノアンデサイトイサガシテ見ルコト、セリ

【史料一】簿冊『四十年下季事業成績 足尾鉱業所』（抜粋）

レヲ中止シタリキ

（古河機械金属株式会社足尾事業所所蔵）

一一(一) 工作課所管事業(明治四十年度下季) 工作課第一節 概記

(三) 臨時工事 事務所新設

鑛業事務所新設 本工事ハ字掛水ニ建坪百四拾七坪ノ武階建本家ト付属造営物トシテ建坪拾武坪五合ノ食堂建坪武拾坪ノ書類庫及五十四坪ノ水煙係事務所其他門檻等ヲ建設スルモノニシテ本屋ノ設計ニ付キ中途東京辰野葛西建築事務所ノ設計ヲ需メタル結果豫算ヲ変更シ専ラ工事ノ進捗ヲ謀リツ、アリシニ事業上ノ都合ニヨリ当季ニ於テハ土工及書類庫ノ全部建家及食堂一部ニ止メ他ハ后季ニ繰延フルコトヽナレリ而メ豫定ノ工事ハ十二月中ニ終了セリ

【史料二】簿冊『明治四十二年度 主任會議事録』（抜粋）
（古河機械金属株式会社足尾事業所所蔵）

一一(一) 六月十八日（金）主任會議 鑛業所本事務所新築ヲ已設ノ設計ニ関スル件
鑛業所本事務所新築ヲ已設ノ設計ニ從ヒ出来得ベキ限り節約施工スル時ノ予算ヲ假リニ算出スル件
「所長」工作課長ニ□シ「工作課長」了承

一一(二) 明治四十年下季所管事業成績 庶務課 第七節家屋 (一)

事務所

一一(二) 七月十三日（火）主任會議 鑛業事務所新築設計シ件

一 鑛業事務所新築設計シ件

（高橋）平屋建ニテ壹万五千円ヲ安ス（八千円ノ已存材料ヲ除キ）百八十余坪ニシテ勿論右予算ハ付属建家□拂料□モ入ル（所長）庶務全体ノミノ事務所ト為ス方□ナリシカ

（古河機械金属株式会社足尾事業所所蔵）

掛水ニ新築セントスル鑛業事務所ハ當季中全部竣工セシムヘキ筈ナリシヲ操業豫定ノ如ク進捗セサリシ為メ到底其一部ヲ翌季ニ繰越スノ已ムヲ得サルモノアリシニ際シ銅價暴騰ノ影響ハ本工事ノ稼業ヲ許サズルニ重リ之ヲ以テ當季中ハ只地形ヲナシタルノミニテ全ク工事ヲ中止シタリキ尤モ事務所附属ノ書庫ハ重要書類保管ノ必要上「」セツスペカラザルヲアリシガ為メ鋭意稼進シ當季中其大対ヲ建造スルコトヲ得タリ右両者ニ要シタル金額ニ萬千四拾壹円餘ナリ

右ノ外事務所ニ隣接シテ掛水俱楽部ヲ新設スル豫定ナリシモ全部之

【史料三】簿冊『明治四十三年度 主任會議事録』（抜粋）

(史料紹介)

足尾鉱業事務所関係史料

はじめに

宮本史夫

ここに紹介する『足尾鉱業事務所関係史料』は、明治四十四年から大正九年まで、栃木県上都賀郡足尾町掛水（現在、日光市）に設置されていた足尾鉱業事務所に関する記録を集めたものである。

鉱業事務所とは、鉱業法の規定により、鉱業権者に対して鉱区又はその付近に設置が義務付けられている施設のことである。これは明治期においても同様で、足尾銅山では社会情勢の変化とともに、本山、掛水、通洞とその位置が変遷した。とりわけ掛水に建設された鉱業事務所は、洋風二階建ての瀟洒な建物で、最も風格あるものとして知られている。しかし、わずか十年ほどで通洞に事務所が移転されることになる。事務所として使用された建家は、大正十年に足利市に売却され、昭和四十年代後半まで市庁舎として使用されていたが、新庁舎建設の際、解体され現在は残っていない。

この掛水の鉱業事務所は、大正中期に全盛期を迎えた足尾銅山を象徴する豪華な建造物であったことは、比較的豊富に残っている往時の写真からも窺える。だが、建設過程を伝える確かな史料が確認されていないため、その正確な規模や構造すら不明であった。

そこで、日光市文化財課では、平成二十七年度から、足尾鉱業事務所跡の試掘・確認調査を行うとともに、掛水の足尾鉱業事務所の附属施設で唯一現存する赤煉瓦書庫などで史料調査も並行して実施してきた。

- （凡例）
- ・「～」は筆者による補足である。
 - ・史料翻刻にあたり、できるだけ原本の字体・書式を尊重した。
 - ・原本中、訂正のある箇所は、原則それに従つた。
 - ・破損及び印刷不鮮明などで判読不能の部分は□、その字数が不明の場合はその部分を「　」と示した。
 - ・原本に押印されている決裁印や文書收受印などは省略した。
 - ・印鑑は、角印は団、丸印は印で示した。
 - ・書簡（封筒付）については、「　」で表紙を示し、右肩に（封筒裏）と注記した。

②大正十年五月十五日 請書

③足尾舊事務所外五廉移轉及建築工事請負概要

④大正十年五月三十日 功程日割書

⑤大正十年五月五日 鉱業所事務所取解及建設工事見積書（関根乙次郎請負分）

⑥大正十年五月四日 鉱業所附屬建家取解シ及建築工事見積書（橋本豊太郎請負分）

⑦掛水旧事務所建物處分予決算表

⑧足利駅渡シ物件汽車賃等負担内訳

⑨足利駅渡シ物件汽車賃等関根負担分内訳

⑩足利市役所建物配置図

（十七）大正十年五月十九日 事務所火災保険契約ノ件

（十八）大正十年九月二十八日 市役所充当建物火災保険ニ関スル件

（十九）大正十年十月二日 足利市役所廳舍火災保険ニ關スル件

（二十）大正十年十月五日 市役所廳舍火災保険ニ関スル件

（二十一）大正十年十月十八日 市役所廳舍火災保険ニ關スル件

（二十二）大正十年十月十九日 御廳々舎建築工事保険ノ件

（二十三）大正十年十一月十二日 御市廳舍工事保険ノ件

（二十四）大正十年十一月十六日 當廳舍火災保険繼續契約ノ件

（二十五）大正十年十一月二十二日 貴廳々舎火災保険ノ件

（二十六）大正十年十二月二十五日 貴市廳舍建築工事ニ關スル件

（二十七）大正十年十二月二十八日 市廳舍建築工事ニ關スル件

（二十八）大正十一年二月一日 市廳舍壳渡ノ件

（二十九）大正十一年三月二十五日 落成式案内状

【史料八】『足利市制施行誌』（大正十一年八月十五日発行）（抜粋） 国立国会図書館デジタルコレクション

（一）足利市廳舍平面圖

（二）市廳舍建築

（三）新築足利市役所（写真）

(1) The Furukawa Main Office Ashio 足尾銅山古河礦業所【建物正面から撮影（大正期頃）絵葉書】日光市所蔵

(ii) 足尾礦業事務所本館【解体直前頃（大正十年五月）】古河機械金属株式会社足尾事業所所蔵

【史料五】『足尾鉱業事務所関係平面図』古河機械金属株式会社足尾事業所所蔵

- (一) 明治四十四年二月十一日 足尾礦業事務所階下平面図
- (二) 明治四十四年二月十一日 足尾礦業事務所階上平面図
- (三) 明治四十四年二月十一日 足尾礦業事務所附属食堂平面図

【史料六】大正九年八月十四日 鉱業事務所移轉届 管理委任文書簿冊『大正9年永年保存勧業門保安林』栃木県立文書館所蔵

【史料七】簿冊『旧鉱業所売買関係』（抜粋）古河機械金属株式会社足尾事業所所蔵

- (一) 大正十年三月三十日 柳渕勇次郎より杉本五十鈴死書簡
- (二) 大正十年三月三十一日 川島平五郎より杉本五十鈴死書簡
- (三) 大正十年三月三十一日 當所長杉本五十鈴死御照会之件
- (四) 大正十年三月三十一日 建家売賣之件
- (五) 大正十年四月三日 建家売賣之件
- (六) 大正十年四月四日 當山事務所ヲ足利市役所ニ御買受ケ御希望之件
- (七) 大正十年四月六日 柳渕勇次郎より佐竹房夫宛書簡
- (八) 大正十年四月十四日 建家売買の件
- (九) 大正十年四月十六日 柳渕勇次郎より佐竹房夫宛書簡
- (十) 大正十年四月二十三日 柳渕勇次郎より佐竹房夫宛書簡
- (十一) 大正十年四月二十三日 掛水事務所外五廉売却ノ件
- (十二) 大正十年四月二十八日 契約書
- (十三) 大正十年四月二十九日 火災保険目的物所有権移転ノ件
- (十四) 大正十年五月三日 貴所建物當市ニ賣約ノ件
- (十五) 足尾鉱業事務所新設に係る決算書
- (十六) 足利市役所建築関係書類 ①足尾旧事務所移転建築物概要

(10) (10)

(7)

はじめに

【史料一】 簿冊『四十年下季事業成績 足尾礦業所』(抜粋) 古河機械金属株式会社足尾事業所所蔵

- (1) 工作課所管事業 (明治四十年度下季) 工作課 第一節概記 (三) 臨時工事 事務所新設
(1) 明治四十年下季所管事業成績 庶務課 第七節家屋 (一) 事務所

【史料二】 簿冊『明治四十二年度 主任會議事録』(抜粋) 古河機械金属株式会社足尾事業所所蔵

- (1) 六月十八日 (金) 主任會議 鑛業所本事務所新築ヲ已設ノ設計ニ関スル件
(1) 七月十三日 (火) 主任會議 鑛業事務所新築設計シ件

【史料三】 簿冊『明治四十三年度 主任會議事録』(抜粋) 古河機械金属株式会社足尾事業所所蔵

- (1) 十一月七日 (火) 課長會議 臨時費支出額ノ件
(1) 十二月十日 (金) 課長會議 醫局及事務所改築ニ関スル件
(1) 四月二十二日 (金) 課長會議 ①新築事務所上棟式ニ関スル件
 ②新築事務所ニ用井ントスル電氣暖房機ノ件
(4) 五月十三日 (金) 主任會議 新事務所ニ関スル件
(5) 五月二十四日 (火) 主任會議 門柱ニ関スル件
(6) 六月七日 (火) 主任會議 事務所暖房器ノ件
(7) 七月二十九日 (金) 主任會議 新築事務所ニ関スル件

【史料四】 『足尾鉱業事務所写真』

- (1) The Office of Ashio Copper Mines 足尾銅山事務所 【建物竣工頃 (明治四十四年頃) 古河礦業會社寫真帖】
古河機械金属株式会社足尾事業所所蔵

足尾銅山調査跡報告書 7 執筆者

(執筆順)

青木 達也 あおき・たつや

宇都宮大学地域デザイン科学部技術専門職員

宮本 史夫 みやもと・ふみお

日光市教育委員会事務局文化財課

世界遺産登録推進室主査

日光市文化財調査報告第 10 集
足尾銅山跡調査報告書 7

発行日 平成 29 年 3 月 31 日
編 集 日光市教育委員会事務局
文化財課
発 行 日光市教育委員会
〒 321-1292
栃木県日光市今市本町 1 番地
TEL 0288-30-1861
印 刷 (有)手塚商事 手塚印刷所